

官報

号外 昭和四十九年一月二十四日

○第七十二回 参議院會議録第七号

昭和四十九年一月二十四日(木曜日)

午前十時八分開議

○議事日程 第七号

昭和四十九年一月二十四日

午前十時開議

第一 国務大臣の演説に関する件(第二日)

○本日の會議に付した案件

- 一、請假の件
- 一、常任委員長辞任の件
- 一、常任委員長長の選挙
- 以下 議事日程のとおり

○議長(河野謙三君) これより會議を開きます。

この際、おはかりいたします。

小枝一雄君、田中茂穂君、浅井亨君からいずれも病氣のため三十日間、中沢伊登子君から海外旅行のため来たる二月五日から八日間、藤井恒男君から海外旅行のため来たる二月五日から十日間、それぞれ請假の申し出がございました。

いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よって、いずれも許可することに決しました。

○議長(河野謙三君) この際、おはかりいたします。

通信委員長長久保重光君から、常任委員長を辞任したいとの申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よって、許可することに決しました。

○議長(河野謙三君) つきましては、この際、日程に追加して、

常任委員長長の選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

○森勝治君 常任委員長長の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○柴立芳文君 私は、ただいまの森君の動議に賛成いたします。

○議長(河野謙三君) 森君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、通信委員長に川村清一君を指名いたします。

〔拍手〕

○議長(河野謙三君) 日程第一 国務大臣の演説に関する件(第二日)

去る二十一日の国務大臣の演説に対し、これより順次質疑を許します。藤田進君。

〔藤田進君登壇、拍手〕

○藤田進君 私は、日本社会党を代表いたしました。田中総理の施政方針演説並びに先般行なわれました三大臣所信表明に関連いたしました。ただいま国民大多数が大いに疑問とするところをただしたいと思ふのであります。

その第一は、田中内閣と、それをささえてまいりました自由民主党の政治責任についてであります。

今日、異常なる物価の高騰、品不足に見えなく、国民生活を極度に荒廃せしめ、なお全く今後の見通しさえも明らかになし得ない政治責任はきわめて重大であります。インフレは、すでに池田内閣、池田さんが、卸売り物価が上がつていないんだからと胸を張っておりましたが、今日、卸売り物価はすでに対前年三十一％上がっております。じりじりとすでに十二年前から忍び寄ってまいりましたインフレ、いわゆるクリーピングインフレ、インフレーションとして、社会党をはじめ多くの識者から指摘されたにもかかわらず、自民党歴代内閣は、大資本を中心に生産優先の高度成長政策を続けて、ついに今日の事態を招くに至ったところであります。しかるに、今日これを改めようとはせず、田中内閣に至っても列島改造論なるものを掲げ、四十八年度大型予算を契機に異常な卸売りまた消費者物価の高騰が現実化したのであります。

昨年の施政方針に対して、社会党をはじめ野党の質疑や、予算委員会における審議の過程で見られますとく、かかる大型予算、また加えて列島改造論に見られるようなそういう政治姿勢そのものが、悪性インフレを招来するということを明らかにし、指摘してまいったところであります。田中総理をはじめ財政当局は、インフレなる要素は全くないことを否定してまいりました。与党である

自民党とともに多数を頼み、強硬に悪性インフレーション政策を遂行いたしましたわけであります。特に、重要法案の一つであった国鉄運賃の大幅引き上げ及び消費者米価の引き上げにつきましても、他物価の値上げを誘発することは必至であるというところから、値上げを思いとどまるように、インフレ抑制の政策をとるべきであるということをわれわれが主張いたしましたにもかかわらず、国民周知のごとく、自民党単独強行採決までいたしました値上げを決定するなど、全く反省の色は見られなかつたのであります。しかるに、昨年、四十八年度予算成立直後、公共事業について契約率を引き下げ、次いで一兆円余の大幅な執行の繰り延べ、こういった事態に政府は追い込まれてまいりました。社会党の指摘いたしますことに耳をかさず、後手後手の政策に終始してきたことが今日の重大な事態を招いたと言えるのであります。国民のマイホーム建設の夢は、資材の暴騰や、またこれに伴う消費者物価等々、その実現は不可能となります。先般来のトイレットペーパーや洗剤の品不足などに見られる人心の荒廃は、そのよって来たところでは、国民の政治不信にあると指摘せざるを得ません。政権担当能力を失った田中自民党内閣は、責任をとって退陣すべきであります。総理の所信をお伺いいたします。

政府は、国鉄運賃、消費者米価、郵便料金、その他一連の公共料金等につきましては、参議院選挙の不利をおそれて、参議院選挙終了まで値上げを一時延期することいたしました。参議院選挙終了後、これらを含めまして一斉に大幅値上げとなることは明らかであります。せめて年度終了の五十年三月まで、インフレの動向も見定めながら、一カ年間はこれをたな上げ、繰り延べすべきではないでしょうか。総理は、今回の施政方針演説の中で、過去のいきがかりにこだわることなく、反省すべきは率直に反省し、改めるべきは改め、思い切った発想の転換と強力な政策を推進してまいりますと、こう表明されておりますが、

昭和四十九年一月二十四日 参議院會議録第七号

國務大臣の演説に関する件(第二日)

一四〇

過去を反省し、思い切った転換がはたして実行されるかどうか、国民はいまだ疑問とするところでありましょう。

そこで、私は、総理をはじめ、閣僚大臣に明確な御答弁を求めるものでありますが、今日の政治諸悪の根源であり、物価高・インフレの要因の一つでもある大企業からの巨額の政治資金の徴収であります。田中総理をはじめ、これから指摘をいたします閣僚大臣について見るに、昭和四十七年度における政治献金の実態を、自治省の公表に基づいてこれを見ますと、いわゆる田中派十三億四千七百六十万一千円、福田派十六億七千四百五十二万四千円、大平派十三億九千七百四十二万二千円、三木派十億五千七百七十円、中曽根派八億四千三百二十五万七千円、こうなっているのではありません。毎月に直してみても一億をこえるのであります。さらに、四十六年の上期から四十八年の上期——いま、四十八年まではわかっております。この二カ年半を累計してみると、田中派が二十一億八千八百二十万八千円、福田派が二十六億六千八百八十三万九千円、それから大平派が二十二億五千八百一十萬円、三木派が十五億四千四百四十二万二千円、中曽根派が十六億三千六百六十七万七千円となっているのであります。以上、田中総理を含む五派への政治献金は、実にここ二カ年半で百億をこえているのであります。これは実は氷山の一角ではないでしようか。自由民主党本部、さらに自由民主党衆参両院議員個々がそれぞれ政治献金を受け、これを集計いたしますれば、ばく大な金額となることは明白であります。総理の言うように、率直に反省し、改める、というのが真実であるならば、また、先般の所信表明で福田さんがその一節に「物さあれば、金さあれば、自分さえよければ」という物と金とエゴの支配する時代は、過去のものとしなければならぬのであります。」と、こう言われております。したがって、総理以下閣僚大臣にお伺いいたしますが、今後かかる政治献金を徴収しないということをまず国民に約束すべきであ

ると思いますが、それぞれ明確な御答弁をいただきたいのでございます。

およそわが国の経済運営についてこれを見ると、政府の無策と企業のアノミ利益追求の当然の帰結として、物価その他に見られること、無政府狂の極みであると言わねばなりません。独占ないし寡占化された今日の資本家がやみの協定をして物価をつり上げております。しかしながら、政府は政治献金ゆえにこれを厳重に取り締めることさえできない状態にあると言わなければなりません。

物価の異常な上昇は、あの施政方針のもとでは、安定基調に転換することはきわめて困難と考へるのであります。よって私は、この際、不正な取引を徹底的に取り締りますその当局である公正取引委員会の権限とその機能を抜本的に再検討して、少なくとも、政権と企業が癒着したり、公正取引委員会を時の政府が支配したりというところのないように、また、人員不足による業務の停滞をおびただしものでもあります。これらを改善いたしまして、公取が国民にかわり不正取引の規制に万全の措置をとり得るよう具体策を講ずべきだと考へるのであります。

従来、かかる観点から公取の強化が叫ばれてまいりましたが、政府は、今年度予算においても、公取の要求であった五十四名の増員要求に対しまして実質六名の増員にとどめているのであります。他方、四次防による自衛隊の増員を行ない、また、昨年度に引き続きまして二年連続九千名にのぼる警察官の増員を行なっております。

このように、本気でインフレ・物価抑制に取り組んでいられるとは見受けられないのであります。総理は、公正取引委員会を質量ともに強化することについてどのように考へておられるのか、お答えをいただきたい。

また、今回、公取は、株式保有など巨大化したします総合商社のわが国経済に対する支配力強化についてメスを入れようとしているようであります。

す。新しい財閥の形成という事態の出現に対して、はたして本気でこれに対処する意思が政府にあるのかどうか、総理の方針をただしたいのであります。

第二は、当面する最大の国民的課題である物価についてであります。

政府は、総需要の抑制を呼号しながらも、物価は暴騰する一方であります。インフレ・物価の抑制については、その時期的あるいは今後の有効な具休策については皆無であると言わざるを得ません。昨日の衆議院における答弁を聞いても全くあいまいであります。一体、政府は、物価鎮静化のおよそのめどをいつごろに置いているのか、その具体策は何であるのかを明示すべきであります。

政府は、あたかも地球上すべての国が物価高で悩み、石油危機が今日の異常な物価上昇を招来しているのだ、かような印象を国民に与えようとしておりますが、それは基本的な問題把握に誤りがあると言わざるを得ないのであります。

今日、わが国の物価上昇は、本年一月上旬の前年同月比で卸売物価は三〇％をこえており、また、昨年末の消費者物価は一七％と、いずれも主要国で最高の上昇率となっているのであります。

石油原油の値上がりはこれに追い打ちをかけたが、物価高騰の原因は、基本的には、積年の高度成長政策のもとに、一昨年来の過剰流動性の放任、土地・株への投機、土地対策・インフレ対策なき列島改造論の宣伝、第一次円切り上げのデフレ効果の過大視、不況カルテルの継続等、政府の経済政策の失敗によるものであります。政府は、この際、過大な利益を得たものに対しては、超過利得税あるいは法人税加算等を立法化し、今後についで、企業経理内容の公開、企業利潤適正化法等によって、総理の言うように、正直者がばかをみることをないようすべきではないか。政治献金をあきらめていけば、こういう立法等は政府提出で可能ではないのでしょうか。総理、大蔵大臣の所見をお伺いいたします。

また、この際、緊急に福田大蔵大臣の所信を伺いたいのでございますが、昨日、外為東京市場を見ますと、一日で七億ドルとなっており、日銀が盛んに買いささえをしてまいりましたが、世界の見るところ、この買いささえは続かないだろう、こういうふうに伝えられております。これはどこまで行くか。円の暴落、ひいては輸入等に大きな影響を持ち、国内消費者物価に値上げ方向での影響を持つわけであり、これが対策を含めてお伺いをいたします。

第三は、インフレの犠牲を常に受けてまいりました勤労大衆の生活を少しでも救済する、こういう方途として、四十九年度財政の福祉転換、大幅減税、社会保障の充実、教育費など国民負担の軽減、その他課税外支出の緩和等、きめのこまかい政策を実行に移すべきであります。

政府は、一般会計では公共事業の伸び率がゼロであり、社会保障費は三六・七％の伸びであることとをもち、福祉重視の予算である、としておりますが、その実態は、社会保障費の増加の大半は、実質的な福祉の向上ではなくて、単に不十分なインフレ調整に終わっているものであります。わが国の社会保障制度は欧米先進国並みに整備されたというのが政府の見解であります。わが国の財政支出に占める社会保障費等移転的経費を欧米諸国と比べてみますと、その水準は著しく低いのであります。制度というワケはともかくいたしまして、その質的水準は先進国に約三十年立ちおくれいているというのが通説となっております。

また、今次二兆円減税なるものを見ましても、実質は一兆二千億円にすぎません。自然増収は三兆六千八百億です。この減税の内容も、税率の緩和に重点を置いて、いわゆる金持ち減税に終わるうとしております。資産所得者の過度の優遇による不公平の是正は何ら手をつけまいとまっているのであります。

社会党は、このような政府物価調整的金持ち減税案の対案として、所得減税では四人家族で給与

所得者二百三十五万四千円まで、事業所得で百六十八万四千円まで、一方、住民税のはうでは、給与所得者で百八十七万四千円まで、事業所得者で百二十一万四千円までを無税とするように減税の構想を明らかにしております。中所得層以下の階層こそ、激しい物価上昇の波を真正面から受けて、生活の危機にさらされているのであります。これを減税の手段によって救済すべきであります。また、それこそが政治の責任とも言わなければなりません。総理並びに大蔵大臣の所信をお伺いいたします。

次に、来年度千六百八十億円に及ぶ膨大な地方交付税財源を国に留保することになっている点であります。かつて昭和四十三年から四十五年までの三カ年にわたり、地方団体の固有の財源であるはずの交付税を国に留保したことについて、国会で時の福田大蔵大臣は、このような臨時異常の措置は、私もはつきり申し上げておるのですが、もうこれで終止符を打ちたいと、こう言明しているのではありません。ところが、その後四十五年度予算において再度地方交付税の減額を、第三次佐藤内閣の福田大蔵大臣がこれを強行したのであります。これに對して参議院地方行政委員会では、地方交付税の一部を国に留保する措置を解消すべしとの決議が行なわれたのであります。しかるに、政府は、四十八年度補正予算に就いて、来年度予算においても、再び国会の意向を無視してこれを断行し、一般会計予算規模の伸び率を二〇％以下に押えることとしているのであります。これらについて福田蔵相にお伺いするものであります。

次に、総理は、施政方針の中で特に教育問題に言及しておりますが、教育は国の諸施策の基本的問題でありまして、青少年教育のあり方いかんは今後わが国の発展にとって重大な影響をもたらすものであります。しかるに、今日のインフレ下においては、私学はまさに重大な危機に直面しているものであります。これを国立との比較において

見ると、大学では、その学校の数において私学は七三％を占める二百九十校、学生数では七六％を占める百五十九千人であります。また、在学者一人当たり教育費は、国立の六十八万八千円に對して私学はわずかに二十七万九千円と、国立の四六％にすぎません。さらに、本務教員一人当たりの学生数をとって見ますと、国立は八・四人、これに對して私学は三十一人と、国立の三・七倍になっております。そのほか、校地、建物、研究諸施設、設備等においてはさらに大きな格差があるのであります。また、国の予算から見ても、学生一人当たりの国庫負担額は、国立の七十万円に對して、私学は一万七千円と、国立の約四十分の一にすぎません。このような実情から、私学においては、インフレ、物価高の影響をもろに受けて、人件費は学費収入のほとんどを引き当てなければならぬ結果になっているのであります。総理の言う教育の刷新、充実はどうい望めない状態でありまして、そのために、勢い、大幅な学費の値上げをせざるを得ないのであります。これがまた大学紛争の導火線ともなっているものであります。そこで、政府は、父兄の教育費二重負担を解消し、教育の環境と水準を維持向上させるために、人件費のみならず、施設設備を含め、国立に準ずる私学の国庫助成を断行すべきであると考えますが、総理と関係大臣の所信をお伺いしたいのであります。

また、大学の運営に関する臨時措置法について、総理は衆議院においてまことにあいまいな答弁でございしました。この際、この存廃等について所信をお伺いいたします。

第四は、田中自民党内閣の外交政策についてであります。

総理は、訪中を皮切りに一連の外遊をいたしました。したが、今次東南アジア各国の歴訪について見るとき、戒厳令下のフィリピンは論外といたしまして、タイ、マレーシア、特にインドネシア、ここにおける反日感情には大いなる注ぎました。あ

らためて世界に深刻な排日、反日、こういう根強さを喧伝する結果となつてしましました。在外邦人に肩身の狭い思いをさせたのみならず、わが国の将来にとってまことに遺憾と言わなければなりません。膨大な外交機関を持ち、それぞれ現地に大使などが駐在してしまして、かかる事態が発生することは容易に予知したところ十名の死亡者と多数の重軽傷者を出し、一方、日本製を含む自動車、焼き打ち等は、現在わかつているだけでも三百六十三台といわれております。一國の首相の外遊については、慎重の上にも慎重を期し、かかる事態の発生することのないよう対処すべきであつたと考えるのであります。思うに、エコノミックアニマルといわれているごとく、利益追求のためにかなりふりかまわず発展途上國の経済を攪乱し、街頭あるいはテレビを通じての猛烈なコマーシャル、かつて気ままたな名ばかりの経済援助は問い直されるべきであります。同時に、東南アジアのみなならず、金大中氏事件の処理がうやむやの中に処理されたあの韓国を含めて、わが國の経済援助がその國の民衆にとって好ましくない政権の維持のためのものであり、さらに腐敗の助長、貧富の拡大など、その意に反して逆効果を生ずております。このことは、政府に経済協力に對する基本理念が欠け、明確な経済援助計画もなく、ましてや貧しい大衆の役に立てるための十分な事前調査も行なわれず、単に市場や安い労働力を確保をねらつて経済進出をはかろうとする姿勢にその最大の原因があると思つております。この際、確固たる理念に基づいて長期の援助計画を樹立し、喜ばれる経済援助が可能となるような制度を再検討すべきだと思ひますが、総理並びに外務大臣の所見をお伺いいたします。

また、アラブ産油國につきましても、国連安保理事会決議の二四二号、すなわち占領地からのイスラエル軍の全面撤退、この決議に賛成はいたしましたが、対米追従外交はイスラエル寄りの外交

となり、産油國側に日本外交に對する不信を招き、その結果、不利な扱いを受けたと見なければなりません。政府は、昨年十一月二十二日に至り、急遽閣議において油はしきアラブ寄り外交を表明し、現在一応友好國扱いとなつてゐるものの、具体的な対イスラエル政策の実効を見きわめた上で検討し直されることになっております。過般の友好國扱いが固定化したものと見るのは誤りであります。したがって、政府は多極化せる今後のわが國外交政策の基本方針と、その一環としての対イスラエル並びにアラブなどに對する具体的外交政策について、いかなる方策をとらうとするのか、お伺いしたいのであります。

第五は、中小企業と農林漁業政策についてであります。

大企業においては、三月期決算は、便乗値上げなどによりまして売り上げ、利益ともに膨大な額が予想されております。その反面、中小企業は悪性インフレの直撃を受けております。加えて公定歩合の引き上げ、金融引き締めによる資金難、石油危機も加えての原材料の値上がりなどによりまして倒産が激増しておるのであります。今後さらに深刻な事態が予想されております。この際、これらを防止いたしますために、中小企業に對するつなぎ資金、運転資金を中心に低利長期の資金確保と融資ワクの拡大をはかるなど、適切な施策をすみやかに講ずべきと思ひますが、その具体策をお示しいただきたい。

また、農林漁業についても、石油の供給削減や価格の上昇は深刻な悪影響をもたらしてあります。たとえば、ビニールハウスのビニールや、あるいは施設園芸用の石油、漁船その他陸送用の石油の不足を招き、物価高を誘発しているのではありません。政府は、これらに對する増配などを含め緊急に抜本対策を講じ、農水産物の供給体制について遺憾なきを期せられるように強く希望いたしますとともに、具体的措置について総理の御所見をお伺いいたします。

昭和四十九年一月二十四日 参議院会議録第七号 国務大臣の演説に関する件(第二日)

最後に、今日、悪性インフレ、物価高、石油問題が大きな問題として、公害対策、衆参両院議員選挙区定数は正等の問題が政府の施政方針演説の中では軽視されております。しかしながら、これらは依然として早急な対策を講ずべき重要な問題と考えるのであります。参議院は本国会終了直後半数改選となります。地方区定数については、宮城県、岐阜県あるいは東京をはじめその他多くの府県について定数のアンバランスを生じております。次期選挙には、総理の言うように改めるべきは改めるという意味からも、これが改正をすべきであると考え、総理の決意をお伺いいたします。

また、公害対策については、昨年六月に水銀等対策推進会議が設置されましたが、今日までわずかに三回の会議が開催されたにとどまっております。具体的措置は遅々として進行していないと見受けられるのであります。これが今後の具体的実施計画並びに日程等についてお伺いをいたします。さらにまた、公害問題と今回の石油危機により、省資源・省エネルギー政策の推進を政府みずからも叫んでおりますが、社会党は、これを国民福祉の向上と両立させながら推進するとともに、長期展望に立ちまわして、環境の保全や生活環境整備など国民生活を優先し、輸出優先の工業生産を改め、また、無秩序な交錯輸送によるエネルギー資源などのむだをなくするために、日本を三つのブロックに分け、装置工業製品を中心としたブロック内自給度を高めることを基準にいたしまして産業構造の転換を主張しているものであります。政府においては、省資源・省エネルギー政策を進めるために、具体的にどのような産業構造を考えているのか、また、どのように転換しようとするのか、総理、通産大臣にお伺いをいたします。

以上、当面する主要な問題点を指摘してまいりましたが、要するに、田中自民党内閣に対する政治不信、ひいては政治そのものに対する国民の不

信感、いかなる政策も実効が期待できないところに実は最大の危機があると思っております。われわれ日本社会党は、当面するこれらの諸問題に對しまして、国民の声を十分に受けとめて、本国会におきましても国民の期待に沿えるよう自身の努力を払うことをここに表明して、私の質問を一応終わるものであります。(拍手)

【国務大臣田中角栄君登壇、拍手】
○国務大臣(田中角栄君) 藤田進君にお答えをいたします。

まず第一に、物価に対する政治責任等に対しての御質問でございますが、物価高騰の要因は、国際的国内的諸要因に加えて、今次石油の供給制限と輸入価格の上昇がこれに拍車をかける結果になったわけでございますが、端的に申し上げますと、過去十年間世界の主要工業国の卸売物価は三・五％ないし四・五％という水準で維持してまいりましたことは御承知のとおりでございます。しかし、日本は、これに比べて十一年平均で一・三％という低位に押えられてまいりました。そういう意味では、資源を持たない日本が、資源を持つ国々、また資源は持たなくとも戦前の特殊な関係をもち関税政策その他ではるかに優位に立つておる国々よりも低い物価水準で押え得たということは、日本人の勤勉性その他によるものだと考えておるわけでございます。しかるに、四十七年から四十八年にかけての急速な卸売物価の上昇の要因は何かというところは、これはまあ世界各国で議論をせられておるうちに、国際的な物価要因が直接影響しておるわけでございます。特にその場合は、日本は資源の大部分を外国に仰いでおるということで、資源が上れば卸売物価が高騰するというところに直接響くわけでございまして、他の主要工業国の卸売物価上昇率よりも日本のほうが今度のはるかに響く率が大きくなったというところでございまして。その直接の要因は、御承知のとおり、ソ連、中国、インドというような地球の中で大きなほとんど人口の半分を占める大幅な

帯のような状態の地域が二年間にわたって食糧の大不作であり、ソ連といえどもアメリカから年間二千万トンの小麦を急遽買い付けなければならぬというような事態が、国際的に直接物価高を招き来し、日本の卸売物価を押し上げる主力となったことはいなみ得ない事実でございます。まあやうことこの地帯の農産物も史上最高の豊作というのでやれやれと大体考えておったと思っておりますが、そういう状態に突如として起こったのが中東戦争の勃発でございます。石油の供給を受けておる国々がすべて影響を受けておることは当然でございます。しかも、外国からわずか四割しか石油を受けておらないアメリカでもあのような規制を行なっておるのでございますが、そのほとんどは、抑制を受け、しかも価格の高騰が直接国内の物価問題に影響することは、これは当然でございます。しかし、制限を受けるというものは、十二月、一月、これから影響が出てくるわけでございまして、いままでは世界で産出する三十億トンのうちの二割、三億トン近くを輸入しようという産業構造そのものにも問題はあったにしても、いざいざにしても、いままでの状態から考えると、流通経路にも相当な物資があることは事実でございます。ただ、石油が抑制を受け石油の値段が上がると、電力の消費が押えられ、生産が抑制され、需給のバランスがくずれ、だから先高を見越しての売り惜しみ、買いだめというような状態が調整され未然に防げれば、物価の問題に対しては大に寄与できるわけでございまして、政府は、緊急三法の立案等をいたしたわけでございまして、国民の支持と理解を得ながら、十分なる成果をあげてまいるように全力を傾けてまいりたいと考えております。まあしかし、私が申し上げたいのは、戦後のもっとも困難なときでも日本人は理解を合して乗り越えてきたわけでございまして、それとは比べものにならないほど豊かな生産力を持ち、そして在庫も、流通経路にも

品物を持つておるのでありますから、お互いが僅しみを覚えたり反発を合ったりするような状態を起ささないような国民的理解の中で物価問題は解決をしなければならぬ、戦前の強制割り当てや切符のような避けがたいような状態をつくらぬように最善の努力を尽くしてまいりたいというのが政府の基本的な姿勢でございます。

第二は、鉄道運賃及び米の政府売り渡し価格など、半年といわずで一年間も延ばしたらどうかという御提案でございます。まあしかし、財政負担も要することでございますので、それ以上に延ばせるかどうかわかりませんが、あのぐらい慎重な御審議をいただいたものをまた半年間延ばしておるのでございますから、政府の物価に対する意のあるところもひとつ御理解をいただきたいと思うわけでございます。

それから政治資金につきましては、金のかかる選挙制度というものをこれをひとつなくさなければならぬというところで政治資金の規制ということに対してはお互いが考えておりますが、過去何回も国会に提案しながら審議未了になっておるということは御承知のとおりでございます。政治資金規正法の問題だけではなく、選挙制度、選挙の定数、それから金のかからない清潔な国民に理解できる政治資金規正法というものを一緒に出すべきだということ、過去二十四年間権威に集まっていた第七次答申まで得ながら、国会の審議にゆだねてすべては国会できめていただこうと思っておったにもかかわらず、国会に提案にも至らないということは、はなはだ遺憾でございます。しかし、少なくとも、これらの問題は、日本の民主政治体制、議会制民主政治を守る基本となる問題でありますので、これからは真剣に考えてまいりたいと思っております。

また、企業から政治資金を受けないように努力をしないといふ、それはもう当然のことでございます。同時に、政治資金の問題については、これは審議の過程において指摘をせられたように、労働

組合活動の名において現実に政治活動をしてあるものもあわせて検討すべきである、こういう問題もあるのをごいまして、ただ一方の角度からだけ政治資金問題を取り上げられた問題ではありません。日本の民主政治体制をどうするかという基本的な問題として、広い角度から政党政治を越えて、みずからの利益や損失というものを越えて、後代百年のためにその制度の完備をはかつていかなければならない問題である、こう考えます。

第四は、独禁法の問題でございしますが、御承知のとおり、独禁法上、公正取引委員会はその職権行使の独立性が保証されておりまして、政府としてもこれを従来から十分尊重いたしておるところでございます。

また、公取の権限強化につきましては、現在、法改正を含めて検討しておると聞いておりますので、政府といたしましてはその結果を見ながら対処してまいりたいと考えておるところでございます。

総合商社の支配力強化等の問題に対して御言及がございましたが、公正取引委員会は、商社の動向及び実態の把握につとめ、その行動に競争政策上問題となる点がないかどうか、要すれば商社の株式所有自体についても規制を加える必要の可否について検討をいたしておると聞いておりますので、私も関心を持っておるところでございます。

なお、超過利得の問題についてでございますが、企業が自らの利益にとらわれて便乗値上げや投機的行為に出ないよう強く自制を要請いたしたすとともに、かりにこれらの不当な行為等によつて過大な利益を得たものに対しましては、関係法規の厳正な運用をもつて対処してまいることが、すでに申し上げておるところでございます。しかし、なお超過利潤規制につきましては、政府部内でも検討を続けておりますが、与野党の間においても研究を続けておられるようでございますので、いずれ結論を出してまいりたいと思っております。

なお、企業の経理内容の公開や企業利潤適正化

法の制定という御提案については考えておりません。

それから課税最低限につきましては御質問がございまして、課税最低限につきましては、来年度の所得税減税におきまして、夫婦二人、いわゆる標準世帯の課税最低限を現在の百十五万円から百七十万円にというふうにいたしましたし、独身の給与所得者の場合、現行四十五万円から七十七万円というところに引き上げることとしたわけでございます。また主要国の課税最低限を夫婦二人の給与所得者の場合で申し上げますと、アメリカが百二十九万円、イギリスが七十九万円、西ドイツが八十七万円、フランスが百二十六万円というものに比べて百七十万円ということでございます。したし、野党の皆さんもせめて百五十万円にすべしという御提案を半年前になされたわけでございますので、野党の要請にも十分こたえたというところでございまして、(拍手)

次は、私学の助成についてでございますが、わが国の高等教育における私学の役割りと私学経営の状況、父兄負担の問題等に特に配慮し、四十九年度におきましては私立大学等経費助成を大幅に拡充し、対前年度比四七・五%増しの六百四十億円を計上いたしておるわけでございます。しかし、これをもつて足れりとしておるわけではないわけでございます。今後、高等教育における国・公・私の役割り、分担等の基本問題を含めまして、国の助成のあり方等も慎重に検討してまいりたいと考えておるわけでございます。

大学管理法の問題を一体どうするかという御質問でございますが、今日、大学の運営に関する臨時措置法が施行された当時とは実態が変わつてきておりますが、学園内における党派的对立や暴行等の威圧行為により正常な教育研究が阻害されている事例は少なくないのであります。このような事態を防止し、学園の府にふさわしい秩序ある学園環境を確立するためには、大学当局の努力を助けるための何らかの法律は引き続き必要だと考えて

ておるのでございます。しかし、大学の運営に関する臨時措置法の廃止期限までにはまだ期間もございまして、皆さんの声を十分聞きをしてまいります。また、実態も十分まだこれから検討しながら慎重に対処してまいりたいと存じます。

それから政府の外交や経済政策等についての御質問でございますが、詳細は外務大臣からお答えをいたすことにいたしますが、わが国の援助が量の面で拡大し質の面で改善されるにつれ、これまで以上に長期計画を策定し、効率的、機動的に援助を実施していく必要が生じておることは、御指摘のとおりでございます。まあ、今度ASEAN五カ国を回りまして結果につきましては、いろいろ指摘をされるものもございまして、特にインドネシア訪問のときにおいて、ジャカルタにおいて起こった問題に対しての御言及がございましたが、これはいろいろ示唆を含むものだと思っております。これはいろいろございます。それは日本の企業進出に對しては確かに問題もございまして、経済——お互いの交流が拡大すれば摩擦も起こつてまいります。日本とアメリカの間に、一年間の貿易の四〇%がアメリカと日本との間に起こる貿易だというところ、一年間に四十二億ドルもインバランスの問題が起つてくれば、日本とアメリカにおいてさああれだけの摩擦が起るわけでございます。それから、少なくとも、人的、経済的、文化的交流が拡大していけば、ある種の摩擦というものが起こり得るものやむを得ないこととございしますが、これを未然に起こさないように配慮をしなければならぬことは当然でございます。特に日本人の経済活動その他わがほうに起因する問題で摩擦を起こす面がありとせば、これが除去に対して、われわれ日本人全体、特に政府が全力をあげなければならぬことは申すまでもないのでございまして。

しかし、率直に申し上げますと、日本人の経済活動ということに対して私は五カ国で共通に指摘されたことは、たった一点であります。それは、日本人の活動はわれわれの国々にとって絶対に必要

である、だから、今度の騒動のようなことを契機にして、日本との経済交流の道が閉ざされたり、日本から輸出をするようなものがしとめられるようなことになったら、これこそたいへんである、ですから、今度の問題を契機にしても、お互いの交流というものは拡大、密接化に努力をすべきであつて、これがお互いの疎外感をつくらぬように両国は十分配慮をしてもらいたいというものが、これはもうほとんどの人々の念願でございます。なぜならば、日本は、石油とか、ガスとか、木材とか、いろいろなものをASEAN諸国、いわゆる開発途上国から輸入をしなければならぬ立場でございます。同時に、日本から鉄鋼やそれからアルミの原材料やまた肥料が届かない場合のアジアの国の混乱は、それはもうたいへんなのでございまして。いまでもさても主食が非常に困つておるといふところに、五十万トンの要求に対して、既契約三十万トンの肥料の輸出ができて、あと二十万トンの肥料の輸出ができなかつた場合を仮定する場合は、それはジャカルタに起つた学生騒動のごときものでは済まないものであります。そればかりではなく、いま日本から行つておる原材料の中で、動いておる生産施設の九〇%は日本から原材料を供給しておる企業もございまして。七〇%、六〇%、最低でも三五%の原材料は日本から供給しておるのでございます。それから、日本に対する石油の供給が削減されて生産が落ちて、これらの原材料が東南アジア諸国に供給されない場合には、稼働しておるいまの生産施設がほとんど稼働休止をするわけでありまして。いまでもさても就職の場がなく問題が起こつたある東南アジアの現状を見ると、お互いは理解をしながら、この事態の認識の上に立つて、どんな苦勞をしても、国内に供給すると同じような好意をもつて計画的供給をしてもらいたい。そのかわりに、シンガポールなどは、自分の国内における石油の需要を抑制しても、日本に対するナフサの供給は確保い

昭和四十九年一月二十四日 参議院會議録第七号 國務大臣の演説に関する件(第二日)

たします。全くギブ・アンド・テークであつて、日本人だけが日本の面を考へるような状態で東南アジアを見ることはできないと思つてございます。私は、そういう意味で、わが国が開発途上国の開発のため負うてゐる責任は完へきに果たしてまいらなければならぬ、このように考へております。ただ、経済的なプロジェクトだけではなく、農業、医療、社会、また教育その他全般の問題に対して、計画性のある、お互いの国民が理解ができ、そして日本の援助や協力に対して真に評価ができるような体制がつくられることが望ましいし、政府も努力を続けなければならぬといふことは事実でございまして、これはもうほかに感じてまいつたわけでございまして、また、東南アジアを回つてこられた方々も、同じ日本人ですから、私と同じことを聞き、同じことをはだに感じてこられておるはずでございまして、そういう意味で、ひとつ事実をよく認識をして、東南アジアを含めた世界各國との交流、外交の基礎を確立してまいらねばならぬと考へるわけでございまして。

中近東アラブ諸國に対しては三木副総理を派遣いたしましたし、また、中曽根通産大臣を派遣したり、兩國の交流というものを対してはより幅を拡大し、厚みを増す真の友好的な状態をつくり上げてまいりたいと、こう考へておりますし、中東問題を合理的、早期に解決するためには努力を続けてまいりたいといふことは、御承知のとおりでございまして。

中小企業対策に対しての問題でございしますが、これはもう特に中小三機関の貸し出し規模の拡大の問題、無担保無保証の中小企業経営改善資金貸し付けの資金量の大幅増加、貸し付け条件の改善等、四十九年の予算においても努力をしておるわけでございまして、一面においてドルショック以来、中小企業や零細企業というものと与へる影響をおそれたあまり、とにかく中小企業を守ることに先決であるといふために金融、税制その他大幅な緩和処置をとつたといふことは、そのために幾らか

インフレを助長したんじゃないかという議論が存するほど努力をしておるわけでございまして、これは与野党を問わず政府も一丸となつて、世界に例のない中小企業、零細企業対策に取り組んでおるんだといふことは理解していただきたいと思つてございまして。

また、税制面におきましては、所得税の大幅な減税、中小法人に対する法人税率の据置き、その適用範囲の拡大等の処置を講ずるほか、地方税につきましても個人事業税における事業主控除額の引き上げを行なうなど、こまかい配慮をいたしておるわけでございまして。

また、農林漁業の問題につきましても、農林漁業用の石油については、その適正な必要量が確保されるよう特別な配慮を行なつておる次第でございまして、肥料をはじめ農林漁業用資材の確保につきましても、関係省間で十分連絡協議をさせて、遺憾なきを期するつもりでございまして。しかし、先ほど申し上げましたように、日本の国内の農林漁業用の問題に対して確保するとともに、ほんとうに日本の援助協力を待つておる世界各國の開発途上国、特に東南アジアの國々に対する農林漁業用の資材及び肥料等の輸出確保に対しては最善の努力をなすべきだと考へておるわけでございまして。

定数は正の問題でございましたが、これはまあ、定数は正の問題はこれまででもやってまいりましたが、万全のものではございせん。衆議院の定数を五人のものを一人ふやして三人区を二つにしたというよりなものはやってはまいつておりますが、不均衡は正といふことは、これはもう前々から御指摘のとおりでございまして、これだけやってできるものではないのだ、これは制度全体の問題であり、政治資金の問題でもあり、政党は政党中心の政治をやらなきゃいかぬ。政党中心となれば、小選挙区となるのですが、小選挙区は絶対反対だと、こう言つておるようなところに問題があるわけでございまして、まあそこらにはひとつ

十分お互いに研究してまいらなきゃならぬ問題だと思つております。われわれの時代だけに国会制度があるのではなく、これから末長きにわたつて議会制民主主義は維持してまいらなきゃならぬわけだと思つてございまして、そういう意味で、選挙制度の問題は、ひとつこれから国会審議中も、皆さんの御意見も聞きますが、政府の意見もひとつ十分開いていただきたい、こう思つてございまして。

それから藤田さんは、せめて今度参議院の定数だけでもといふことでございまして、これは衆参両院、両院あつてはじめてのものでございまして、これを別々に取り扱うといふことは、これは均衡も欠きますし、なかなかむづかしい問題でございまして、過去の経緯に徴しても十分御理解がいただけるところでございまして。

最後は環境問題についてでございますが、豊かな国土と良好な環境を実現するために、公害を防止し、自然環境を保護する施策を強力に推進するという政府の方針にはいささかの変更もございせん。四十九年度におきましても、従来に引き続き、下水道、廃棄物処理施設、公園等の生活環境施設整備の充実をはかりまことに、大気汚染、水質汚濁等に対する対策の強化、自然保護の充実、公害防止技術の開発の促進等、施策の推進をはかるほか、公害健康被害補償対策を一段と充実させることによりまして環境保全に万全を期してまいりたい、こう考へるわけでございまして。

残余の問題に対しては、関係大臣から答弁をいたします。(拍手)

(國務大臣福田赳夫登壇、拍手)

○國務大臣(福田赳夫) ます、超過利得税または法人税加算税制度の問題であります。いま国民が物価問題を非常に心配しておるわけですが、私もこの状態は狂乱状態だと言つておるんです。そういうときに、買いだめ、売り惜しみ、便乗値上げ、こういうことをあえてする人がある。その結果はもうけをする。私は、それに対しましては、これはもう国民全体だと思ひます。それ

も、憤りを覚えておるんです。これに對しましては何かの経済的制裁を加へなきゃならぬ、こゝういふふうに考へます。ただ、總理からも申し上げましたとおり、これを具体化するといふことになりますと、税の面で言つて、暴利と正常利益との區別をどうするか、あるいは消費者転嫁のおそれはないかと、あるいは暴利を税として徴収する、そうすると、みんな使つちやえと、どうせ國に取られちやうんだ、使つちやえといふことになつたら、これはたいへんだらう。これは非常に心配ごとであります。そういうことで、まだ私も結論を得ないのでありますが、何かひとつみんな考へ合つていい結論を出したいといふものだと、こゝういふふうに考へております。藤田さんにおかれましても、何かいい考へがあつたらひとつぜひ御教示願ひたい、かゝうに考へる次第でございまして。

税制改正についていろいろ御所見がありました。この問題は總理からもお答えがありました。私もこの問題はいろいろ考へてみたんです。こゝういふ際に大幅な減税をする、これは物価対策と矛盾するんじゃないか、そういう意見もあります。しかし、いわゆる二兆円減税、これは國民が非常に期待を持った、それから物価騰貴で苦しんでおる、そういう被害を救済しなきゃならぬ、こゝういふ問題もある。そこで、私も決心をしたわけであります。まあ決心をしたつもりですが、百七十万円が限度である、こゝういふことであります。御理解を願ひたいと思ひます。

それから交付税の問題でございしますが、これは経緯につきましては藤田さんのおっしゃつたとおりでございまして。私は、その経緯を見ると、まことに申しわけないと思ふ。しかし、今日は、總需要を中央も地方も抑制しなきゃならぬ、その財政調整をしなきゃならぬ。いろいろそういう臨時的措置としてひとつづつとも御理解を願ひたい、かゝうに存じます。それから円の問題は、これは國際収支がどうも

不安定になってきておる、悪化してきておる、そこに問題があると思ふんです。これを強化しなけりやならぬ。これが根本政策である。そこで、私は、国際収支、これは物価と同じウエートの問題だと、こういうふうな考えを以て、その強化の政策を進めたい、これで円の安定をはかりたい、かように考えております。

政治資金の問題につきましては、総理からのお話がありました。御理解を願いたい、かように存じます。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○国務大臣(中曾根康弘君) ます、省資源、公害対策の問題でございますが、日本は一九六〇年代の石油の安いときに大量の石油を入れて重化学工業を進めましたが、その結果、公害問題と資源の浪費というものが出来たわけでございす。われわれは、この結果について大いに反省を急遽に進める必要があると思ひます。しかし、いわゆる知識集約型産業というものがどういふ体系になるかというアウトラインがまだ世界的にも出てきておりません。コンピュータとかあるいは電子精密産業、たとえば電子顕微鏡とかあるいはさらに航空機産業——民間航空機のことでありす、あるいはさらにデザイン等を中心にするファッション産業、そういうことが知識集約産業であろうといわれてはおりますが、これが露呈してくる——体系として出てくるにはまだ時間が多少かかるわけす。しかし、鋭意その青写真をつくる必要がございますし、それに向かつて積極的な推進を行なう必要がございますので、私は、通産省の事務当局に命じて、すでにこの三月を目途に青写真をつくれと、そういうことを言っております。鋭意作業してまいります。石油の問題でその見通しが若干擾乱されましたので作業は少しおくれがございすますが、これが一応素案としてできましたら、産業構造審議会に提出して御参考に供したい、産構審のいろいろな御議論を経て推進

していききたい、そういう考えでおります。

次に、水銀汚染の対策でございますけれども、これは環境庁長官から御説明があると思ひます。この会議をやりまして、暫定基準の作成、あるいは有明海における住民の健康調査、あるいは中小企業に対するつなぎ融資の実施、あるいは水俣等環境調査の実施、それから特に通産省の関係してあります苛性ソーダについて隔膜法への転換とクロードシステムへの急速な仕事の完了、こういうことをやっておりまして、クロードシステム化については昨年末で全部完了いたしました。隔膜法については五十年の九月までに三分の二完了する、五十二年末までには全部完了する、こういう計画で融資等の措置を講じています。鋭意やらしてあるところでございす。

それから中小企業対策でございますが、御指摘のように、十月、十一月には倒産件数が八百三十一件、八百台から九百台に上がつてまいりました。そこで、この年末にかけまして約三千四百億円のブラスの資金を三機関を通じて出しまして、そのほか、民間金融機関についても中小企業に対する特別のワクの増配を要求いたしまして実施したところでございす。

それから個別物資に対するあつせんをやらなければならぬというので、塩ビ管とかあるいは丸棒とか重要な物資について、七つの物資についてあつせん相談所をつくり、また、石油につきましてもつくりまして、目下実施してあるところでございす。

それで、そのほか、例の小口の零細金融、無担保無保証、これについては昨年は三百億の予算でございまして、これは一挙に千二百億に上げまして、設備資金のワクも百万円であったのを二百万円にことしから上げる、期間も二年であるのを三年に上げる、こういうふうな前進をことしからやるつもりでおります。

なお、中小企業関係の予算、人員につきまして

は、中小企業庁に小企業事業部というものをつくりまして、零細中小企業関係のことしから大いに政策を強化するつもりでおります。予算につきましては、昨年度は中小企業庁、中小企業関係の予算が八百億円でございまして、ことしは千二百一十億、政府全体の予算の規模は一九％アップですが、中小企業については二七・一％アップにいたしました。三機関の融資のワクもことしは二兆二百三十三億円の予定でございまして、これも昨年に比べて二一％増というふうに手配をしております。

政治資金につきましては、これはできるだけ自粛して国民から誤解を受けないような措置をやるべきであると思ひまして、総理の御答弁のとおり、われわれも自粛してやっていきたいと思います。(拍手)

〔国務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○国務大臣(大平正芳君) 経済援助の基本姿勢につきましては総理からお答えがございましたが、政府といたしまして、正直なところ、ただいままでの経済援助は、工業化にやや力点が置かれ過ぎた思いをいたしております。したがって、政府演説でも申し上げましたとおり、今後、その重点を農業、医療、教育、通信、民生等、福祉の方面に移すように努力をしてみたいということ、それからこの条件の緩和につきまして特段の配慮をするということ、申し上げたとおりでございす。

それから藤田さんは、発展途上国の援助について、わが国として長期計画を樹立する必要があるのではないかと趣旨の御質問がございまして、仰せの趣旨は、よく理解できますけれども、開発途上国の開発の現状、その計画能力、援助要請の内容、国際経済の動向、それからわが国の財政事情等というものは、なかなかこれは計画化してまいるということになりますと非常に困難を伴うことであらうと思ひます。しかし、政府としては、そういう条件を十分吟味しながら、いわゆる

あなたの御質問される長期的ビジョンのもとに、総理がおっしゃったように効率的で機動的な実施をはかつてかなければならぬと考えております。それから中近東政策に関連いたしまして、アメリカとの関係について言及がございました。われわれがとりまいた中近東政策というのは、われわれの対米政策と一向矛盾いたしてないわけでございます。その点につきましてはアメリカ側もよく了解をいたしておるわけでございすので、対米政策と中近東政策がばらばらになつておるということでは決してないということを御了承いただきたいと思ひます。

それから政治資金の問題につきましては関連しての御質問がございまして、現行法のもとにおきまして、私ども、公明な調達と公正な使用という点に慎重にいたしておるつもりでございす。今後とも注意を傾けてまいる所存でございす。しかし、これを一切断わるというふうな考えは持つておりません。(拍手)

〔国務大臣三木武夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(三木武夫君) 藤田議員にお答えをいたしますが、第一点は、水銀等汚染対策推進会議というものがあまなり遅々として実効がみられておるという御批判でありましたが、政府のこゝろは会議としてはこの推進会議は実効をあげておる会議だと私は信じておるわけでございす。いままで水銀等汚染に関する対策というものは、この推進会議できめて、それを実行してまいりました。一つの問題は、この海域あるいは水域にたまつておるヘドロ、これを除去するということ、汚染の根絶を断つと申しますか、必要であり、そのために暫定の除去基準というものをつくつて環境調査を全国的にやっておるわけでありす。したがって、暫定基準をこえておる富山湾であるとか、有明海、水俣湾、徳山湾、あるいは酒田港、こういうものに対しては、早急にヘドロ除去に着手する予定であります。また、それ以外

に対してはこれを除去したい、そして汚染というものを根本的に除去していくことが必要である、こういうことを今後やっていきたいと思っております。

第二点は、政治資金の問題であります。

政党的近代化と関連して、政治資金というものに対しては検討を要すべき問題であると私は考えております。しかし、現在のところは、やはり、政治資金というものは節度を持つこと、もう一つはそれが公正な明朗なものであるということ、いやしくも国民の疑惑を受けることのないように心がける必要があると考えております。(拍手)

○議長(河野三三) 藤田進君。

〔藤田進君登壇、拍手〕

○藤田進君 答弁を承りましたが、議場お開きのとおり、全く実のない、これ以上の期待はかえってむなしいかと思ひますが、なお数点について要約して再度伺ひたいと思ひます。

私が総理に伺ひましたのは、政治資金規正法の改正云々、これではなくて、むしろ必要ではございませんが、衆議院の昨日来の答弁を聞いてみて、それよりもむしろ、当面指摘いたしましたごとく、いかにも膨大な政治資金を徴収している、このこと自体を問題にしたのであります。これに対して、福田大蔵大臣その他、総理が申した述べられたように言つてみな逃げていきました。総理はるる何も言っていないんです。何も言っていないんです。組合などがどうだという捨てぜりふ

を残して下がつたにすぎないのです。組合は確かに今日いろいろございしますが、一人が百円とか、あるいは千円とか二千円くらい、三年に一度か、そういった個々のものを私は論ずる必要もないし、弊害もないと思ひます。今日、不当な利得をあげ、膨大な資本を擁して買い占めたり、そういうものから大量の資金を吸い上げておいて、おまへもうけ過ぎだ、超過利得を取るぞなんというようなことが言えないでしよう、案外それは義理も人情もない人で言えるのかもしれないが、私はそれを問題にしている。それが今日の物価の高大な弊害の一つだということを言っているのです。

一体、これからは皆さん続けるのかどうか。三木さんは若干前向きなことを触れてはいましたが、まあ明朗に取り明朗に使えばいいんだと。量は幾ら取つてもいいとは言わなかったけれども、これは量が問題なんです。われわれと同じように国会議員としての歳費も取っている。総理大臣だから日常政治資金が月に一億余り入っているわけですが、所得税は払っていない。しかし、やめた佐藤さんも、金額はまあ披露いたしません、今日これまた莫大なものですね。ですから、一連のそういうものがいかに政治を毒し、日本のいまの経済を毒しているかという点を指摘し、これをひとつづつ改めてもらいたいということを申し上げた。再度ひとつ御答弁をそれだいたいだきたいと思ひます。それから過剰利得についてであります、これは総理並びに福田大蔵大臣は全くあいまいなことで

あります。総理は公開しない。私は、テレビや新聞に公開しろと、そんなむちゃなことを言っているんじゃないです。超過利得があるかどうかというのを査定するためには、それ相当の信頼と権威を持った機関が総理を逐一検討し、そういう意味では、やはり企業内だけでない、公開をしなければ、これを査定することは困難でございます。このことが非常に大切になっております。それぞれ物価を上げてきますが、はたして原価は幾らかということは、これはもう極秘中の極秘なんじゃないませんか。

それから定数は正、簡単に申し上げれば、かりに北海道と東京、東京は日本の総人口の一割、一千百万、だからこれを参議院の定数の一割出せ、そんなむちゃなことをいま言っているんじゃないです。北海道のはば倍の人口を東京都は持っている。だから、北海道と同じ四人ではこれは全く不都合じゃありませんか。岡山県よりはうんと人口の多いところが、宮城だ、岐阜だ、あるんです。少ないところが二名で、人口の多いところが一名なんというところは、何としても不合理じゃありませんか。これが衆議院との関連でどうだと、そういうことは適度にすぎません。もつと論理的にひとつ国民を代表するという代表権等の見地から考へてもらいたい。

それから超過利得について、良策があれば、良策があるからこそ三点を示したのであります。これは昨日来政府委員も大ぜいやってきて、詳しく

い説明をしてあなたにレクチャーしてあるんです。あるから示したんです。これについてはひとつもつと真剣に取り組んでいただきたいと思ひます。

要は、以上、再度お尋ねいたしますが、なお予算委員会並びにそれぞれの委員会でメスを加えていく必要があることを痛感いたしました。(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇、拍手〕

○国務大臣(田中角榮君) お答えをいたします。

政治資金そのものにつきましては、これは議会制民主主義、民主政治そのものの根本に関する問題でございますから、十分に慎重な配慮をしなければならぬことは申すまでもありません。しかも、戦後占領軍のメモケースの尤なるものといわれておつたこの両院制度でございますが、定着をしておりますし、選挙法そのものや政治資金規正法というものはやっぱり日本に適合するよるな状態に改正せられるべきだということは、これは申すまでもないことであります。ただ、御承知のとおり、政治資金規正法というものは、ただ感情論や何かでちよつとの現象論や感情論だけで考えられるケースのものでないというのは、この法律制定の過程を見れば、国会の記録に明らかにはずでございます。これはメモケースの非常に強いものでございましたが、日本政府がこれを受け取つてなかなか国会の提案——政府提案にできない、議員立法でもって提案すべきではないかというように慎重に配慮をした結果、政治資金規正

法ができました。ただ、そのメモにもございまして、たよりに、また審議の過程にあつたように、国民は——主権は在民でありますから、国民は直接投票によって権利を行使する道もあります。政治活動を援助するという方法における間接的な政治参加の方法もあります。資金提供という間接的な提供も有力な民主政治を守る手段であると。ただ、それはあくまでも主権者の前に公開をされることによつて最終判断は主権者である国民が判断すべきであつて、政府がこれに介入すべきではないと、こういうのが政治資金規正法の一審初めからの精神でございまして、その意味で、政治資金規正法の改正案というのは、お互いが何回も議論をして国会に何回も提案したじやございせんか。しかし、提案をすると、野党側は企業側の、企業側からのものだけを制約をしたい、そうすると、議論にあつたように、労働組合の名において七十億も八十億も年に集めておるような、とにかく団体があるのですから、現実的に政治活動をしておるじやありませんか。一人に二千円ずつを割り当てておる、これが当か不当かを裁判で争われておるといふような問題さあるのですから、こういう問題が問題になつては法律は成立をしないわけでありまして。そういう意味で、もう長い長い歴史を経て今日に至つておるわけでございますから、御自分の立場からだけでなく、百年の将来にわたる日本の民主政治、議会政治を守るために政治資金規正法はどうあるべきか、こういう考えでなけ

ればならないので、政府はそういう考えなんです。ですから、政府よりも、この立法の趣旨から言つてほんとうは議員立法であるべきなんです。成立の過程から言つても国会は唯一無比の立法府である、こういうのでございまして、与野党が話がつけば、これは議員立法が一番望ましいのでございまして。そういう意味で、私たちは、この政治資金そのものに対しては国民の疑惑を招いたり、国民の信を失うようなものであつてはならないといふようなことに対しては、清潔な政治、国民の理解を得られるように十分な配慮をしておりますと、こう述べておるのです。それでも、一つずつ出しては通りませんから、出さな一括して、これはもう選挙制度、政党中心でなければ金のかからない政治はできなくなるわけですから、そういうものも全部一緒に国会の議題といたしたい、こういうことを考えておるわけでございます。それから法人や企業から受けることによつて弊害が起これぬかというところが、藤田さんが一番御心配になつておるところであります。それは、行政が受けておれば、やはりまあ気は心というやうなことで何か行政執行に対して制約を受けないかといふことでございまして、そういうことはいささかもあつてはならない、こう、もう身を正しておりますから、そういう御心配はございせん。

それから国民が——国民のほうから見まして、とにかくこういういろいろな問題があるときに、大きな政治資金というものが企業から出ることに對して民主政治そのものに対して批判が起こつたら困るので、もう一切自民党は受けない、これは第三者の国民協会その他が——全くだから金を受けたかわからない、それが行政や政治に影響しない、こういうもう配慮を行なつておるわけでございます。非常に民主政治や政治資金規正法の明朗化のためには努力をいたしております。派閥は全部禁止したらどうかといふのですが、これは派閥というよりもグループといふものに対する、いろいろな学友関係とか、またいろいろな応援とか、これは国民の間接的政治に対する関与であるといふことで、いま外務大臣が一番最後に提供してもらふものを拒むという意思はございませんといふことであります。あくまでも受動的である、こういうことでなければならぬといふことをひとつ御理解願ひたいと思ひます。また、公営をやつてはどうかといふ議論が過去二十何年かありましたが、公営を完へきにする、選挙は官官選挙になつてしまつて、これはもう形の変つた宣伝の選挙になる、これじゃ無所属の人はどうなるのか、こういうものになるので、そこまで議論をしなければならぬほど重要な問題でございます。

定数不均衡の問題に對してもございまして、これはまあ藤田さんも十分御承知のとおり、参議院の定数は、確かに東京と鳥取県を比べれば相当違ふじやないかといふような具体的な問題はございまして、これはその意味で全国区と地域制度に分かれたのです。そういう意味で、やっぱりただ人間の数だけではないんです。水を提供する、土地を提供する、資源を提供するといふので、人間の数だけではなく、定数をきめるときには面積比率も加えるべきであるといふ有力な提案があつたことは御承知のとおりであります。(「そんなものはないよ」と呼ぶ者あり)あります。そういうような状態で、これはただに地方区の数だけできめられる問題ではありません。これは全国区といふ、それを補充するために全国区という制度をとつておるわけでございます。衆参両院あわせて一べんに考えないで——まあとんでもない不均衡のところはいままでも直したわけでございますが、現在の状態で千百万人に合ふように東京都の定数を十五名にすればいい、二十名にすればいいといふふうなものの結論が早急に出るものだと遺憾ながら政府は判断しかねておるのでございまして。

超過利得の問題については大蔵大臣からお答えをいたします。(拍手)

〔国務大臣(福田赳夫)君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田赳夫) 政治資金の問題につきましては、これは量と質の問題があるのじやないか、そういうふうに思ひます。

量的問題につきましては、これは政治資金がだ

んだんだんだんと膨大化しておる、これは御指摘のとおりであります。私はもう常々感じておるんですが、選挙に金がずいぶんかかる、かかるようになってきた。私は二十一年前に初めて代議士になりましたが、その当時の選挙状況と今日と比べてみますと、全く雲泥の差があるくらい金がかかるような状態でございます。私は、選挙と申しまして、二十日間、二十五日、その期間内という意味じゃないんです、常時活動を含めての意味でありますから。その辺に政治資金の膨大化してくる理由が、根源がある。これをどういうふうには正するかという、総理が申し上げたように、根本的には私は制度の問題がひつかまらると思うのです。やはり私は、小選挙区制度あるいは比例代表制度、つまりその辺に政治資金の量的規制の根本問題があると、こういうふうに考えております。

また、質的問題につきましては、私は、これは制度の問題もありませんけれども、主としてこれはまあ政治家の倫理の問題である、そういうふうに考えます。私といたしまして、今後とも量の面でも努力をいたしますけれども、特に質的側面につきましては世間から批判を受けることが絶対あつてはならぬ、かような決意のもとに対処していきたい、かように考えております。

超過利得の問題につきましては、先ほど申し上げたとおりなんです。私も何とかしてこれを実現をしたい、経済秩序を紊乱するような者に対する

制裁、これはぜひしたいのだ、こういうふうに思っておるのです。しかし、その方法をいろいろ考えてみましたら、まあそういう感情論を満足させるというメリットはありますけれども、また先ほど申し上げましたようなデメリットがある。そういうことを考えてまだ結論に到達しないと、こういうのです。なお私も検討してみます。しかし、皆さんもお知恵をおかしくださいと、こう申し上げておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○国務大臣(大平正芳君) 政治資金につきましては、藤田さんおっしゃるように、量の問題が非常に重大だという御指摘は、仰せのとおりだと思います。したがって、私どもも可能な限り政治資金が少額で済むように一生懸命に努力をいたしておるつもりでございます。私も、あなたと同様、政治家といたしまして国民の信頼をもちとらなけりやならぬわけでございますから、ぶざまなことはできないわけでございます。政治資金をできるだけ節約してまいるということ、そしてその用途は公明でなけりやいかぬということ、現行法のもとにおいても慎重にやってみらなけりやいかぬということは、私はかねがね考えておるつもりでございます。今後とも努力してまいりたいと思

いますけれども、先ほども申しましたように、自発的な政治資金の拠出、浄財を断わるつもりはあ

りません。

〔国務大臣中曾根康弘君登壇〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 政治資金につきましては、先ほども、自粛すべきものであると考えますと申し上げました。ただ、現在の政治活動を見ますと、時局、時代が非常に変わってまいりました、やはり国民に対する世論調査、あるいはわれわれからする国民との話し合い、そういうような調査、研究、あるいは青年に対する研修、説得、宣伝、それから出版、こういうことにかなり費用がかかる事態になっておるわけです。これは候補者になっていらっしゃる皆さま方とくと御理解いただけたところであると思ひます。そういう時局において、あれを助けてやろうと国民の側で積極的に関与してきてくれる人を拒否するということは、やはり政治参加を拒否するということであつて、その結びつきというものが政党政治の一番大事な政治的自由という点ではないかと思ひます。問題は、やはり、それが巨額にのぼつたり、あるいはその使い方が問題である、私はそういうふうに思ひます。しかし、政党政治をやってお互いに切磋琢磨をやっていくということになり

ますと、古参議員になりますと、やはり友情の発露として助け合いという点においてお互い助け合うという点も出てくるわけでございます。私は、そういう人間の自然の友情の発露ということまで否定するわけにはいかぬ、そう思ひます。そういう意味において、この政治資金自体を否定することはできない、しかし、出てきたものについてこれを適正に使う、そしてできるだけこれは縮小させて自粛すべきものである、そういうふうに見える次第であります。

なお、企業からの政治資金があるからといって企業に対して手心を加えるというようなことは、断じてありません。

〔国務大臣三木武夫君登壇〕

○国務大臣(三木武夫君) 政治資金の問題というのは、確かに、今日の政治不信の一番大きな原因の一つになっていると思ひます。それはしかし、どうしていろいろ政治に金がかかるようになったかということについては、これは各政党とも一つの政党政治の課題として真剣に取り上げる必要がある。選挙に金がかかる。また、その後、選挙区の維持培養に金がかかる。私も長い政治生活の中でこんなに金がかかる時代は知らない。日本の民主政治の大きな問題点を含んでおると思ひます。したがって、選挙法の改正とかいろいろな点を各政党が——政党政治はそういう点からくずれてくる危険性を持つておると私は思ひます。これを各党派の課題ではなくして、日本の政党政治の課題として政治資金の問題というものは掘り下げてみる大きな問題を含んでおると私は思ひます。私も先ほどの答弁に申し上げましたごとく、しかし、現在のところでは、政治資金が節度を持つことと、そのことがやっぱり明朗なも

と

のであって国民の疑惑を受けない、現在の時点ではそれよりはかたない。しかし、この問題は根本的に掘り下げるべき課題であると私は考えております。

○議長(河野謙三君) 郡祐一君。

〔郡祐一君登壇、拍手〕

○郡祐一君 私は、自由民主党を代表いたしましたして、現下のきわめてきびしい時局に、全力を傾けて物価を引き下げ、国民生活を守って、経済の永続的な安定をはかり、民主政治の擁護の実をあげ、現在法秩序がややもすれば破壊されようとしているときに、国民の期待しておりますところに対して田中内閣総理大臣はいかなる決意をもつて対処しておられるか、率直に伺うものであります。

〔議長退席、副議長着席〕

総理大臣が思い切った発想の転換をし、強力な政策を推進して物価の安定をはかれるということは、私は、野党の言われるところとは違つて、国民の大多数は心からなる期待をしておると信ずるものであります。

以下、物価の安定をはかるに必要な応急及び恒久の方策であり、これによって経済活動の正常化と秩序ある国民生活を維持するために必要な事項を逐次あげてまいつてお尋ねしたいと思ひます。

第一にお尋ねしたいことは、当面いかにして急速に物価抑制の実をあげるかであります。

中東戦争の勃発とこれに伴うアラブ産油国の動向を契機として、石油製品をはじめ引き続く全面的な物価の暴騰は、国民生活を著しい不安と困難におとしめたのであります。しかしながら、これについては政府も少しあわてたというところが率直に言えはるのじゃないだろうか。直接的には石油問題が物価高騰の原因になっておることは明らかであります。わが国の卸売物価が従来きわめて安定した推移をしまつた。このことはわが国の輸出が逐次伸び、アメリカをはじめ各国とのアンバランスが生じたために種々な問題を惹起したことは、われわれの経験したところでありま。それが、四十七年に入つてからは卸売物価は急激な上昇を続けて今日に至りました。そういういたしますと、わが国の物価情勢が諸外国に比してきびしくなつた原因を明らかにいたし、それに即した対策を講ずることができはるはずだと思ひます。また、できなければなりません。

物価について伺いたい第一は、このように急激にきびしくなつた原因とともにその解決の方途を示して、国民のいたづらな不安を取り除く方途を講ぜられたのであります。総理大臣から承りたいと思ひます。

昨年十月から十二月までの原油の輸入量の通関実績は、前年同期に比して五百三十万キロリットルと七名の増加になっております。当初の輸入計画に比べて多少減つておる程度にすぎません。政府が石油の民生用需要の優先充足を行なつておら

れますことは、この際は私は国民の焦燥を緩和するために適当だと思ひます。昨年末、石油メーカーの便乗値上げがまず起こり、これを口実とする各般の値上げとなつたのであります。石油について危機感をあおり過ぎた感がありますことは政府においても反省していかなければいけないと思ひます。したがって、私は、現状においては、むしろ国民に鎮静した感じを与える、これを主とすべきだと思ひます。国民の協力を得て物価抑制の短期決戦をいたしますためには、物価について統制経済におちいることなく、もちろん悪性インフレに悩んだブラジルがとりました物価スライド国債のような荒療治でなく、総需要抑制でマクロに解決いたしますためには、政府と国民とが信頼を深め合うことがまず第一の要件だと思ひます。ただ、私は石油について国民に鎮静感を与えるべきだといふ申しました。安心しながらも、大切なのは、国民にこの際節約する風をつけてもらいたいことでもあります。すでに資源節約の生活は始まつております。社会全般に資源の節約を徹底させる、産業界は労使を通じて現在の節約を続ける、石油が今日より潤沢に入るようになりましてももとへ戻させないという、資源の少ないわが国にふさわしい態度をこの際あらかじめ国民にしみ込ませ持たせる方途を講じていただきたいのであります。

物価について第二に総理大臣の御所見を伺いたしたのは、物価についての行政が遺憾なく行なわれているかどうかであります。

私は、行政がなお不活発、不徹底なところがあるために国民の不信を招いている節があるのではないかと思ひます。率直に反省していただきたいのであります。物価が高騰すれば、物資の偏在と相まつて生活必需品の需給のアンバランスを生じ、経済社会の混乱を惹起することは当然でございます。したがって、政府が国民生活安定法、石油需要適正化法、いわゆる買い占め売り惜しみ防止法の制定あるいは改正を行ないましてその適正な運用を公約し、一面、財政は総需要を抑制する措置に出られたことに対しては、国民は現下の難局打開の方途として適切なものとして賛意を表したのであります。しかし、まだ国民の十分な納得を得る実効があつておりません。物資の買い占め売り惜しみの動きや便乗値上げなどに対する政府の監視は、はたして十分行なわれていると申せましようか。生活安定法については、灯油、LPガスの二品目が指定物資とされましたが、標準価格の算定根拠は必ずしも明らかではありません。標準価格制度そのものが高値安定を招来するのではないかと気もするのであります。十分留意を要するところでもあります。指定物資を今後どの程度に拡大するかも検討をし、逐次実施してまいらなければならぬときに来ております。そこで私は、しょうゆ、砂糖、食用油等の農林物資、また、洗剤、セメント、トイレットペーパー等につきましては追加すべきではないか

と思うのであります。聞くところによりますると、その一部については近く追加されるとも聞きます。しかし、たとえば食用油はほとんどその全部が大豆油でなければ困るのですが、品質を落とされては無意味になるのであります。高値安定となつても困るのであります。最近値上げをいたしましたし、ゆなどについてはその懸念があるのではございますまいか。これらの点については経済企画庁長官のお答えをわずらわしいと思ひます。

次に、買い占め売り惜しみ防止法につきまして、買い占め売り惜しみ等を行なつて多量に保有する者に対しては売り渡し命令を発し得る等権限が強化されましたが、立ち入り検査を一向に実施していないような状況から見ると、その運用はなほ不十分であります。なお、安定法、買い占め売り惜しみ防止法については、ともに地方公共団体に権限が委譲されたことになり、知事、指定都市の長への委任が実施されたのであります。が、地域の実情に応じた機動的な執行体制としてはまだ整備されていない感がいたします。なお、地方における国の出先機関も積極的に活動させるべきであると思ひます。私は、物価に関するそれぞれの法律の執行はもろろん、物価そのものについて行政としては政府が全責任を負うべきことが三権分立上当然であると考えます。しかしながら、住民から指摘されてから調査の始まるようなありさまでは困るのであります。徹底した物

価抑制を期待する国民の願望にそぐうように、国民の要望に即した物価行政の態事が発揮されますために、総理大臣が行政庁に対し徹底した指揮権を発動されることを期待するのであります。この指揮権なら、国民は喜んで共鳴すると思ひるのであります。総理大臣の勇断を求めます。

田中総理大臣に物価問題に関連して伺いたい第三は、昨年十一月以来の石油危機に乗じて便乗値上げをして不当な利得を得ている企業があれば、その反社会的行動に対していかなる断固たる処置をおとりになるかということであり、合成洗剤の場合にも見られるところであり、流通段階での売り惜しみが顕著であり、明らかに石油値上がりを実とした便乗先取り値上げをしております。過当利得の吸収には、国民生活安定法の課徴金の活用方法も一つでありましよう。しかしながら、むしろ国民はインフレ機運を醸成してまで便乗かけ込み値上げをはかろうとする企業等に対しては一そう断固とした措置を望んでいるのだと思ひます。不当な利益を得ている企業に対して税によつて吸収する超過利得税のごときものは、すでに両院においていろいろ論じられておりますが、これの創設なり、その他適切な措置を講ずることについてのお考えを承りたいのであります。

必要もございましよう。賃金と物価との悪循環を生ぜしめないうためには、賃金のベースアップについてもこれと同様の考えもしなければならぬと思ひますが、総理大臣はどのような御所見でおられましようか、承りたいのであります。

なお、具体的な例として通商産業省に伺いたいのであります。さきに述べましたように、石油の供給制限は当初予定されたほどでなかったにもかかわらず、石油業界は価格をつり上げ、今期の収益を例年の数倍にし、臨時のボーナスを支給したと聞くのであります。一体、業界に対してどのような指導を行なつてこられたのか、また、今後どのような措置を講ぜられようとするのか、伺いたいののであります。もし、権限として強化することと望ましいものがあれば、それについての御所見を聞かしていただきたいのであります。

このようにして、国民に協力を求め、行政によつて適切な運営をはかりまして、必要な立法措置を講じ、物価を鎮静すべきであります。

最後に物価について伺いたいことは、わが国の産業構造を資源節約型のものに持つていくとして、どのような段階で考えてまいるかということであり、総理大臣はいかなる構想をお持ちでありましようか。

消費財の節約は当然であります。現在やつております。しかしながら、わが国として情報産業なりあるいは精密機械のように付加価値の高い資源効率利用型あるいは知識産業型経済に體質を改め

てまいるのは、いまがむしろよい時期だと思ひます。わが国の石油の消費が全世界の石油消費の九割を占めている状況は、欧州全部が二七%であることから考えましても、公害の問題を取り上げるまでもなく、このままでは過ごし得ないと思ひます。このような転換を産業構造に行ないますことは、経済的にはわが国の経済に著しい変化を与えましよう。失業等の事態も考えられます。わが国からの輸入に依存する開発途上国にも影響は深刻でございましよう。しかしながら、総理大臣が施政方針演説で省資源型産業構造への転換を言われましたように、その及ぼす反作用の大きいことを考えながらも、資源の乏しいわが国としては断行しなければならぬと思ひるのであります。総理大臣の勇断を求める次第であります。

第二に、四十九年度予算及び国際収支、国際通貨についてお尋ねしたいと思ひます。

政府が四十九年度予算案において、総需要を抑制し、公共事業を四十七年度並みとする一面、社会保障関係についてはかつて見ない大幅な増額を断行し、サラリーマン減税を中心とする平年度二兆円に及ぶ空前の大型減税をいたしましたことは現下の難局に即したきわめて適切な措置であつて、国民のひとしく賛意を表するところであります。公共事業費が二十年ぶりに前年度比でマイナスイなつたというに徴しても、この緊縮財政を主柱として暴騰する物価にストップをかけようとする政府の誠意は、これを何人も認めなければなら

が、さらに、今後影響を深刻に受けると思われる中小企業に対しては、あらかじめ備えるところがあつてほしいと思うのであります。老人、心身障害者、母子家庭、生活保護世帯等に対してもかなり深い配慮がなされておりますが、物価の動向にとらみ合わせて、はたしてこれで十分であらうかという危惧の念を持つのであります。私は中高年齢婦人福祉対策議員連盟という未亡人の福祉をはかる議員連盟のお世話をしておりますが、食べ盛り

ている効果が、どのような段階を経て、どのようなにあらわれてまいって物価が安定するものと期待しておられましようか。国民は確実な見通しを要望しているのであります。それは、国民は、戦争直後の物資の全くなかったときと異なつて、物資のあることは知っております。納得できる物資の、出回りなり物価の安定の見通しがあれば動揺しないのであります。総需要抑制の効果が正しく物価に影響を及ぼすことを待つておるのであります。

また一面、約束していただきたいのは、先ほども申しましたように、物価騰貴の影響を最も受けやすい層に対して、状況にに応じて必ず思いやりのある措置を講ずることをあわせてお答えいただきたいのであります。たとえば、未亡人、老人、心身障害者、遺族、傷痍軍人、旧軍人等恩給生活しているのだということをはっきりと態度であらわわしていただきたいのであります。

次に、國際収支の問題について内閣総理大臣及び大蔵大臣にお尋ねいたします。と申しますこととは、國際収支の問題は、物価とともに国民が深い関心を持ち、また、物価以上に不安を蔵している部分もあると思つてあります。

最近の國際収支の状況を見ますと、經常収支については、昭和四十七年中に六十六億ドルの黒字でありましたのに対して、四十八年は黒字はほぼゼロに縮小しました。長期資本収支については、四十七年中約四十五億ドルの赤字は、九十七億ドルの赤字にその幅を拡大して、その結果は総合収支では四十八年中に約百億ドルの大幅な赤字を見るに至っております。このような國際収支の状況を反映して、わが国の外貨準備高は、昨年二月のピーク時の百九十一億ドルから、昨年末には百二十二億ドルと減少しております。このような國際収支の赤字傾向のもとで行なつたアラブ産油国による原油価格の大幅な引き上げがわが国の國際収支に深刻な影響をもたらすのは当然だろうと思ひ

三つ目には、国際通貨問題について、ローマでの国際通貨制度改革の大臣会議に出席されました大蔵大臣から承りたいと思います。

石油価格の引き上げの影響もありまして、先進諸国の国際収支は今後悪化を余儀なくされると思われまゝです。そうすると、これに関連して、各国が国際収支の悪化を避けようと、為替レートの切り下げを競つて行ない、あるいは貿易制限措置をとるものがあることがありますならば、世界経済の発展のために、はなはだ好ましくない影響をもたらすと思うのであります。このことは、戦前、それも一九三〇年代に、各国が為替レートの切り下げ競争を行ない、その結果、世界経済の混乱と縮小をもたらしました苦い経験からも、絶対に避けなければならぬと思うのであります。最近、フラン

スはEC共同変動相場制から離脱いたしました。この結果、フランス・フランスの相場が下落しまして、これが各国の為替レート引き下げを誘発し、一連の為替レート引き下げ競争を引き起こすおそれはないのでございましょうか。大蔵大臣は、ローマでの国際会議から帰国されたところであります。石油問題の解決、切り下げ競争の回避等、世界経済が支障なく拡大発展していくための諸方策について、いかなる検討をされ、また、あらかじめ用意されるところがあるか、その所見を伺いたいのではありません。

第三には、最近総理大臣が歴訪された東南アジア諸国に対する外交姿勢と、現下特に重要と思われ、資源外交についてお尋ねいたしたいと思います。

国際情勢は、アラブの石油戦略にも見られるように、きわめて複雑であります。東西外交、大国外交、南北問題が新たに見直されなければならぬといふときに来ております。総理大臣は、最近東南アジア五カ国を訪問され、わが国とこれら諸国との友好親善関係の発展につとめられ、その所信を施政方針演説で明らかにされました。現在、わが国の安全保障の確保維持のための要素である日米の関係は、幸いにして安定しております。日中、日ソの間の友好も進められておりますから、ただいまは、特にわが国がアジアの隣人として東南アジア諸国との密接な関係の維持増進を総理自身もはかっておられる点に限ってお尋ねいたします。

東南アジア諸国との経済、貿易の相互依存の関係から見ても、これら地域の平和と安定は、わが国にとつても、世界平和への貢献から見てもまことに緊要であります。にもかかわらず、わが国が工業生産国であるのに対し、東南アジア諸国は原料の供給国である関係がにわかに改められず、その結果著しい貿易の片寄りを免れません。タイ、インドネシアに見られた強い対日非難の動きについては、これら国民の感情的な反発によるとは思いますが、貿易状況の改善、また、現に今回も総理大臣が努力された経済協力の徹底が特に望ましいのであります。東南アジア諸国との理解を深め、友好を固めていくにあたって、政府の外交努力だけでなく、企業なり国民一人一人の自覚ある行動が望まれるのでありますが、まず伺いたいのは、田中総理大臣は、その直接な訪問の御経験から、わが国が極東の安定勢力というふうな気負った態度ではなく、真に東南アジア諸国の平和に貢献する友邦としての姿勢はいかにあるべきことが望ましいか、率直に述べていただきたいのであります。総理の言われる平和と繁栄を分かち合うべき隣人同士の関係が真に実を結ぶためには、長い時間をかけなければならないからと思うのであります。

次に、総理大臣の施政方針演説にもありましたように、また、ニクソン大統領が最近アメリカのエネルギー自給対策の樹立を説いておりますように、石油にかわる代替エネルギーの検討、国内資源の開発はきわめて大切であります。当然促進していただきたいのであります。しかし、ここで伺いたいのは、さしあたっては、依然として資源の大部分を海外に仰がなければならぬわが国として、海外からの資源確保のためいかなる資源外交を展開しておられるか、外務大臣の御所信を伺いたいのではありません。

アラブ諸国からの石油の供給は、三木副総理の中東訪問の成果として、日本を友好国とし、その削減が緩和されましたが、今後日本に入ってまいり石油の流れはどうであろうか、われわれ国民は今後に見通しに深い関心を持っているのであります。まずから資源を持つという意味ではきわめて脆弱なわが国が、資源の供給を一般の商業ベースにのみまかせておくことは、どうしても種々な摩擦を生じます。資源の保有国は、資源ナショナリズムというか、有限な資源をできるだけその国その国民の利益のために活用しようという強い願望があります。無理からぬところだと思えます。単に資源を買いたたいて日本に持つてこようというのでは、反発を招くことは明らかであります。石油危機を契機に資源の問題はきわめて急速かつ激しく動いておりますから、資源外交もそれに即して多面的な展開を必要といたししょう。その一面、いたずらに時の流れに右往左往してはならないことは、このたびの石油の状況から見ても明らかであります。太い筋の通った外交が行なわれるべきものでございしょう。もとより資源外交と

申しまして、相手の国により、資源の種類により、対応のしかたはおのずから異なつてまいりましょう。その事情に応じたアプローチが必要だと思えます。資源ナショナリズムは、その国としてはそれだけの理由があることであるといいたしましても、これを放置いたしますならば、当然世界的な摩擦が生じてまいります。国際会議等の場での協力が望ましいと思えますが、ニクソン大統領の提案する主要先進消費国会議の内容がいかなるものでありましようか、もしわかつておりましたならば承りたいと思えますし、また、これを外務大臣はいかに評価しておられるかを伺いたしたいと思います。

第四に、すなわち最後に、総理大臣の御所信を伺いたしたいと思います。

現在、確かに経済的に見てむずかしい時局であります。その見地から各種の施策を講ずべきでありますけれども、そのみにとどまらず、民主政治のあり方そのものにも関連する事態があるので、はなだちうか、総理大臣の民主政治を擁護する決意を明らかにしていただきたいのであります。と申しますのは、現下の異常な物価上昇も、その要因のうちには社会の中に法秩序ないし社会秩序に対する意識の弛緩があることを認識せざるを得ないではありませんまいか。言いかえしますならば、法秩序ないし社会秩序の維持確立が物価安定にいてもまず不可欠の基盤とならなければならぬのであります。物価安定のための当面の経済的施

策に力を注ぎますとともに、法秩序、社会秩序の維持の基盤の確立をはからなければなりません。むしろこのことに総理大臣は心を用いていただきたいのであります。経済不安とそれによる人心の不安に乗じて国家の法秩序を擾乱することを企図する者が出現し、まじめな多数の国民に対して大きい被害を与えるような事態の発生は、全く杞憂と言つてよろしいのでありましょうか。私はそうは思えないのであります。過激派集団をはじめ諸勢力が、国民の経済不安を利用して大衆を巻き込み、暴力事犯を惹起する危険は、決して絶無とは言えないと思つております。

私はまず第一に、内閣総理大臣が、国民の法秩序ないし社会秩序の維持に対する意識の高揚あるいは秩序の破壊防止の対策についてどのような所信を抱いておられるか、物価の抑制、国民生活の安定という重要であり、またきわめてデリケートな問題をつとめて平靜にかつ急速に解決しなければならぬ現在であるだけに、率直に伺いたいであります。

次に考えるべきことは、現在のようになむずかしい時期に、社会に秩序が必要であるように、個々の人間が信頼され得る徳性の高い日本人に育成されることでもあります。

民主的な教育の完成は、みずからの自由と独立を確保すると同時に規律と責任の自覚のもとに他人の自由と尊厳を重んずる人づくりを行なうことのでございましょう。これに反して、利己主義的な

物質的欲望の追求に流れる人間が多くなるとしたら、売り惜しみや買いだめを法律で阻止しようとしても、木によつて魚を求めるたぐいの結果になると思つております。教師がスケジュール闘争を繰り返して、はたしてほんとうの人づくりができるものでございましょうか。総理大臣は、今次の東南アジア諸国の訪問においても、国際社会において信頼される日本人の育成の要をお感じになったと思つております。

そこで結びの第二として、現在の危機を乗り越えて、真に安定した経済と国民生活を期待するためにも、いかにして徳性の高いりっぱな日本人を育成されるか、総理大臣の御所信を伺いたいであります。(拍手)

第三に、民主社会のあり方として私がお尋ねしたいのは、企業側の責任と相並んで労働者側の責任であります。このきびしい物価情勢のもとで総需要が抑制されているさなかに、春闘共同委員会が月三万円以上、三〇%以上あるいは四万円以上とも伝えられます、とうてい常識では考えられない大幅な賃上げを要求し、国民経済と国民生活に重大な支障を来すゼネストをもって戦い取ると呼号しているのではありません。これでよろしいものでございましょうか。昨年の順法闘争の場合に国鉄上尾駅において混乱が起りましたが、今次のような異常な大幅賃上げ要求を長期ゼネストという手段で押し通そうとすると、その混乱と不安ははかりがたいものがあります。また、かりに全部

ではなくてもその無法な要求のかんりの部分が通つたとして、現在の物価抑制の努力も水泡に帰して労働者みずからの生活を破壊するということに思い至らないのでございましょうか。春闘の激化の状況によつては、社会不安の招来が高まり、物価の安定どころか、ただ物価上昇に拍車をかけることになるのをおそれるのであります。企業側も労働者側もよくそのもたらすところを考え、良識ある解決を促進されたいのであります。(拍手)

もとより交渉は労使が自主的になすべきものであり、政府の介入すべきものではございません。しかし、総理大臣が精力的に労使の自覚と節度ある態度を要求することを重ねられることを期待するものであります。春闘の成り行きいかんは社会秩序に決定的な影響を及ぼすことを私は特に憂えるからであります。総理大臣の誠意ある努力を尽くすことによつて問題が良心的に解決されることを望んでやみません。総理大臣の御所信を伺いたいであります。

田中内閣が現下のきわめて重要な時局に処して国民各層の寄せられる期待にこたえ、物価その他の緊急問題の早期解決に当たつておられる努力に敬意を表し、よくその成果をあげられることを確信いたしました。私の代表質問を終わります。

(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇、拍手〕

○国務大臣(田中角榮君) 郡祐一君にお答えいたします。

まず第一は、わが国の物価情勢は諸外国に比して急激にきびしくなつたが、その原因はいかに考へるかということでございますが、先ほども申し述べましたとおり、過去十年の卸売り物価は先進工業国に比べて異常に低かつたのでございまして、食糧事情を契機にして急速に日本の卸売り物価が上がつてまいりました。卸売り物価が上がつてくると、半年後には消費者物価にはね返つてくると、こういうことございまして、いままで十年間半分であつたものが――まあ、半分であるといえ、一・三と、アメリカの三%ぐらいと比べても半分以上なわけでありまして。まあ十年間分を足してその分だけ引き上げられるということになると、急激な上昇ということになつてくるわけでございます。それは感じの上として、国際的に物資の依存度が日本が一番高いということで、日本の経済に与える影響が一番多からうという考え方から、實際的に日本に搬入されるものが少なくなつたわけではないわけでありまして、日本人もなかなか情報に非常なこう発達をしておりますし、日本人も勉強しておりますので、先も見えますし、まあ先が見え過ぎるだけに、どうも先高であるという感じが、そういう感じのもとに、産業の稼働率が落ちておられないにもかかわらず物価が上昇したと、こういうこともございまして。一面、一五%、昨年のように二〇%賃金の上昇ということとは、国際賃金の最高水準に比較をするとそう高くないといふことで、ようやくイタリアを越し、フランスを

越し、ことは名目賃金において西ドイツを越すという程度だと思ひますが、しかし、一年間対前年度比の上昇が名目二〇%ということになると、これは影響無とは言いがたいのでございませう。そういういろいろな問題がございまして、各国よりも物価に急激な変動があつた。これはまあ一口で言つて資源のない国、ですから、資源をストップされたら日本の物価は上がる、端的なそういう面が今次はあらわれたわけでございまして、政府は、国民に対する情報の提供不足とかいろいろな問題にも基因するものだと思います。これらのマイナス面に十分は正してまいりたい。現に在庫しているもの、流通経路にあるもの、日本の生産力の実態、そればかりではなく、各国が、いままあアメリカの例をとりますと、アメリカは石油は四〇%しか外国から入れてないんです。それで対前年度比二〇%も国内石油は増産されているんです。にもかかわらず、石油は切符制にしているわけです。これは申すまでもなく民需を押えて産業用を確保しているわけです。民需を押えて産業用を確保しておれば、産業活動を削減しなれば、供給物量というものは少なうならない。そうすれば物価は安定する。それでもなおだめなら、輸出を禁止しても国内物価を押えますと、こう言つておるわけですが、まあ日本はそういうことまでしなくても済むだろうと、また済ませなければならぬというところに政府の苦慮があるわけです。いつまでも甘い考えを持っており

ません。おりませんが、事情が違ふんです。ヨーロッパの諸国やそれからアメリカは、石油の供給をとめられても日本とは違ふ情勢にあります。しかし、日本よりも非常に優位な中にあるにもかかわらず、物価対策に真剣に取り組むために民間の需要を押えている。産業を確保しているというのは、申すまでもなく、国民産業の生産力の中に占める縮減のできない部分があるわけでございませう。これは申すまでもなく軍需生産であり国防生産でございませう。この軍需生産と国防生産のウエイトを絶対に落とせないというためにはどうするかということ、民需を押えて産業を確保するということになるわけでございませう。ですから、日本にもいろいろな議論がございませうが、国民総生産に占める防衛費というものの比率が非常に低い。そういう意味で、まず国民生活を安定し物価を下げるのが先だと。そのためには国民の協力を得なすやならないということで、産業用の電力や石油を削減しておつても、その部分ぐらひは流通段階で十分確保してあるという自信のもとに、民需用の抑制をまあできるだけ小さくしようということに、各国との——日本の政策は逆じゃないかと學者が指摘をする面もございませうが、そういう事情に基づくものである、こういうことをよく国民がわかつていただければ、もっと物価は落ちつくはずなんです。ですから、そういう問題をひとつ十分政府もPRをしてまいりたい、こう思ふわけでございます。

それからアラブ石油の、石油の削減の危機感をあおり過ぎたということでありませうが、これはまああおり過ぎたというわけじゃないんです。事実を政府が申し述べ、通産省が言つたわけでございまして、まあやつぱり最悪の場合には政府に権限を与えられておかなければならぬと。私はヨーロッパへも行つてみましたが、アメリカにもどこにも、みんな、緊急のときに政府が物価の凍結ができるような、賃金の凍結ができるような、地価も凍結ができるような強力な権限で与えられております。どこの国にもあるんです。ところが、悲しいかな、日本にはないんです。御承知のとおり、これは戦前にあつたんです。これは総動員法として存在をしたわけでございませうが、総動員法は御承知のとおり、物価統制令と価格統制令という二本の柱にささえられて存在しておりました。が、総動員法の廃止と同時に価格統制令の廃止をして、残っているものは物統令だけが残つておるといふのが状態でございます。その意味で、地震や災害の場合どうするかということが国会で議論になつて緊急立法が行なわれた経緯は、御承知のとおりでございます。しかし、あくまでも政府の調整権は最小限に限られるべきであるという現行法を読んでみると、これで一体大水や地震に対処できるだろうかというようにこまかい制約が行なわれております。これは昭和三十七年という時代につくられた法律でありますから、新憲法の精神、国民の権利の制約は最小限でなければいか

ぬ、政府の介入は最小限でなければいかぬというふうになつておつたわけでございまして、そういう意味では、石油のこのような削減という事態に対処できるような準拠法が政府に与えられておらないのであります。だから、まあ今度は売り惜しみ買いだめ防止、それから石油二法、国民生活安定という、真にやむを得ない場合に発動できる準拠規定を持つた法律を御審議をいただいたわけでございませうから、今度は国民の協力を得ながら政府自体にも大きな責任——政府は大きな責任を果たしてまいらなければならぬ、このように考へておるわけでございまして、どうもあおり過ぎたということではなく、真実を述べ過ぎた。これはまあ世界の一年間の石油の生産量は三十億トンでありまして、その十分の一の三億トンを日本が輸入しようというところに問題があるわけです。実際においてその一割、一五%というものが削減をされた場合、日本に対する影響が相当あるということとをまず国民に申し上げたわけでございまして、そういう意味では、まあ、あつたということではなく、事実を述べて協力を求めようとしておるということでございます。

それから物価行政の執行体制についてでございますが、これは買い占め等防止法等に基づく特別の調査等を要する特定物資としましては、これまでに洗剤、トイレットペーパー等二十二品目を指定いたしました。需給、価格動向等の嚴重な監視を行なつておるわけでございませう。また、価格上

昇の著しい生活関連物資等についても地方支分部局をフルに活用して関係業者の在庫調査を行なっておるところでございます。さらに都道府県知事等に対し立ち入り検査権等の一部を委任することとしたし、国、地方公共団体間において法の運用の細目につき密接な連絡調整を行なっておるところでございます。しかし、まあ私は政府の与えられる統制権限というものはできるだけ避けていくのが望ましい。戦後の混乱の中からでも日本人が理解をし、協力をし合えば、血の粛清も行なわれず、血の犠牲者も出さずして敗戦経済から自立経済へ、国際経済へと三段飛びをなし遂げたわけがあります。もう戦後の状態から比ぶべくもないほど潤沢な状態、言うなれば民生安定のために生産をフル活動するには世界百四十五の中で日本が最大の力を持つておると、こう言っても過言ではないこの状態を国民に知っていただければ、私は国民の理解も得られるし、不正常な経済行為も排除できて正常なものになるんだと。私は、だから、心から実態を国民に訴えて、この困難な状態を乗り切つていきたい。しかし、にもかかわらず一部に反社会的行動が起こったとすれば、それは政府の責任として排除して、国民の生活を守らなければならぬ。こういふき然たる態度を国民の前に明らかにしてまいりたいと、こう思うわけでございます。

やったのが、企業の所有した土地に対して二〇%重課を行なったということでございます。また、今年度は法人税に対して三五%を四〇%にした、五%引き上げたわけでございます。これは、一・七五の暫定税率がことしでもって切れるわけでございますが、まあ切れば基本税率三五%、五%一ぺんに上げる。これはたいへんな上げ方でございますが、しかし、その上になお不当利得というものがあるとすれば、まあ不当利得と言われるか、超過利得と言われるか、そういうものに對しては、いろいろ考えていかなければならないと思ふんです。問題は、税率の中でもってやろうとすると非常にむずかしい。ここにあとから大蔵大臣から述べると思いますが、これはなかなか不当というものの——公定価格とか標準価格が全部きまつておれば、それに対して不当ということになります。標準価格や公定価格をすべてをきめるということになると、それはもう経費の積み重ねということも全部やらなければなりません。そうすると、それは形の変つた所得政策ということになるわけです。配当だけ制限して賃金を制限するなというわけにはいかないんです。ですから、そういう意味で所得政策はなかなか国民の合意を得られる段階にないと思ふので、慎重にやらなきゃならぬと思ふと、私はこう答えておるのでございますので、自分だけよくて、そして全部は締められればいいというような考えでなかなか超過利得というものの算定がむずかしい。

い。しかし、反社会的な行為というもののに対しては、これはいま物統令もあるわけでありまして、とにかくいまの税体系でもできるわけです。少なくとも現地を調査したものは税務署や警察に対して通報しなければならぬことになっておりますので、通報を受ければ税務調査を行なうわけでございます。税はその年度だけではなく五カ年間にさかのぼって調査、査察を行なうわけでございますから、これはもうそういうことの通報を受けないうちに、正常な経済体制を維持していただきたいということが一つ考えられます。

その次には、国民生活安定法や、売り惜しみ買いだめ法によつてなお制裁が加えられるという方法もあるわけでございます。また、いま問題になつておりますが、その上になお特に立法せよと、こういう問題でございますが、これは与野党の中にもございすから、そういう意味ではまあできるだけ政府も勉強いたしますが、与野党の方々も、国会は唯一無二の立法府である、国権の最高機関である、こういうことでございすので、これはひとつ十分御勉強の上、しかるべく結論を出していただきたい、こう思つておるわけでございます。

産業構造の変革につきましては、先ほどから申し上げておりますとおり、省資源型とかいろいろなものに変えていかなきゃならないと思ふ。いままで、まあ石油一つとりましても、全世界で産出する一年間の産油量が三十億トンであり、社会主義国全部集めても一年間に使うのが約三億トンである。一億一千万人の日本人が使いたいという石油が三億トンであるというんですから、まあここで転換するか、もしくは新しいエネルギー——水力発電といえどもまだ三千万キロ、四千万キロの立地があるわけでございますから、それをやるとか原子力発電をやるとか、新エネルギーやクリーンエネルギーをもつと進めるべきだ。そういうこともやらないで、水力発電よりも安い石油がいつでもどこからでも買えるというものの考え方、こういうものが前提にあつたということが今日の状態をもたらしただものであつて、やっぱり一つの転機を迎えたものでございまして、省資源型のまあ付加価値の高いものに変つていくということもございすますが、これにも限度があるんです。郡さん述べられたように、あんまり省資源型のものになると、日本から原材料、中間製品を受けてこれから立ち上がるとするASEAN諸国や東南アジアの国々はどうなるのだと、これは全くそういうことなんです。これはいまのタイなどでは動いている工場の九〇%が日本から製品、原料を入れて稼働しておるわけでございますから、これは日本がとまつてしまつたらもちろんそこも全部とまつてしまふわけでございます。そういう意味で、日本は国内的なものだけではなく、開発途上国に対する責任も十分果たしていかなきゃならぬのだというところだけは、これは間違いないことでございす。今年度の経済見通しを見てもおわかりに

一五六

なければならぬことは申すまでもないことでございます。法秩序が守られる、社会秩序が確立されて、そこにはじめて平和が育つわけでございす。私はそういう意味で、企業その他あらゆるものがこんなときこそ民族愛というものを十分自覚しながら、反社会的な活動をしないうように十分自戒をしてもらうように政府は協力を求めてまいりたいと思ひますし、やむを得ざる場合には、法律に基づく権限の行使によって不正なもの、いわゆる反社会的な行為に対してはこれを排除してまいる責任を果たしてまいりたいと思ひわけでございす。また、こういう中で放火が続いたりいろいろなことをしておることは、これも政府はもっとこういうものに対して民心の安定をはかり、国の平和、社会秩序の確立をはかるためには、国民の協力を得て努力をしていかなければならぬと思ひます。学校も表向き平静のようでありますが、中々で人殺しが平然と行なわれる、こういうようなこ

また、最後に申し上げますが、必要以上に物がなくなるんだと、これはあおり行為というのかも

しれません。とにかく灯油がなくなるんだとかちり紙がなくなるんだといって三日間で日本じゅうの団地に全部広がって、すべての物がなくなってしまう。これはちり紙はいいにしても、灯油は、二かん、三かんずつ廊下に積み上げておって中でガス自殺をする人が起こったら、まるまるとアパトーじゅうが爆発するわけでございますから、これはいへんなことなんです。こういう問題に対しては、国民の理解を十分求めてまいりたい。政府は、そういうことを言っている人はどこにいるのかということば、これは取り調べております。

いろいろ問題に対しては嚴重な態度で取り調べを行なつておきますので、社会的秩序の確立をはかつてまいりたいと考えるわけでございます。

なお、国際的な問題としての日本人をいかに育成するかという問題でございますが、東南アジア、ASEAN諸国に行かれたときに、なぜこのようないものが起こるのかということ、これは大学を卒業しても就職の場所がない、これが一番問題なんです。インドネシアにおいては一億三千万人が一萬三千の島々に住んでおられるわけでございます。島の数は一萬三千もあるわけでございます。そういうわけで、まず一億三千万人のうち七千五百万人ないし八千万人がジャワ島に集まつておる。そのうちまた五百万人ないし五百五十万人がジャカルタに集まつておる。こういうところに問題があるのであつて、日本人に対するほんとうのまづ不満といふことを指摘をするすれば、それは企業活動とかそういうものに對してよりも、特に言にくい話ですが、若い人たちが非常に閉鎖的である、こういうことを指摘されました。私も申し述べました。それは外国語を知らない日本人は、外国人の中へ入つてなかなかやるわけにいかないのだと。しかし、日本人がこれだけ影響力を持つておることは事実なので、やはり商工会議所が開いたパーティーには日本人も出てきてもらう。ところが、日本人は一人も出てこない。日本の若い人たちは自分のグループ活動以外に現地人との活動は全くない。私が最も驚いたのは、われわれがとにかく薄いものを着ているときに、ちゃんと上着を着、ネクタイをしてくつをはいておられるというところよりも、日本の若い人たちが外へ出るならばアロハとぞうりでも出てくるような、そういう国際的な感じを持つてもらうことがお互いの理解を深めるゆえんである。私はやはり、国際人としての日本人の教育といふものは、自分だけよければいいんだというような閉鎖的なものではだめだといふことをしみじみと感じました。日本の国内においては人に干渉されない、自分の生活だけ守れば

ばいいという、そういうことが外国に出るとひんしゆくのも強い原因になる、日本人排斥のもとになるというところを考えると、国際人としての日本人の教育といふことがいかに大切であるか。私は一言だけ申し上げますが、五カ国で共通なことを言われたんです。日本人は修身教育をいつやめたんですかと、こういうことでございまして。これはやはり謙虚に聞かなければ、ほんとうに国際人として信頼される日本人がでると思ひます。私は、そういうまじめなことを考えないで、口先だけでもって国際人をつくらう、平和な日本人をつくらう、そんなことで国際的な尊敬される日本人はできない、すなおにそう考えておるのでございまして。(拍手)

一番最後に、春闘の問題に對し申し上げますが、賃金交渉は労使の自主的な話し合いによつて決定するべきものでございまして、政府は、これまでも労使双方に對して、労使がその影響の重大さを十分に自覚をして国民経済的視野に立つて節度ある態度をとるよう強く求めておるわけでございます。

しかし、ここで一言申し上げるのは、物価が上がるからとにかく賃金の前払いをし、年度内減税を行ない、大幅な賃金アップをしないといふことも一つの考え方でございます。しかし、物価と賃金との悪循環というやうなものを絶対に起こさず、まず物価の安定が先だと。そのためには方法はあります。いまはここがまんをするが、安定したら、半年後、一年後にその追加分をどうしろという考え方もあるわけでございます。から、そこは労使の間では十分な理解が得られると思ひます。そうじゃなく、一方交通で、ゼネラルストライキをやると。この上ゼネラルストライキが行なわれて、物価が急激に上がつても、物価が下がることに働くはずはありません。国民の生活にマイナスの影響があつても、プラスの影響があるわけはありません。そういう問題に對しては私も、政府の責任者として労働者代

表ともまた使用者代表とも会つて、この実情を訴え、協力を求めるつもりでございます。

以上。(拍手)

〔国務大臣内田常雄君登壇、拍手〕

○国務大臣(内田常雄君) おおむね総理大臣からお答えがございましたので、私から簡単に補足をさせていただきます。

第一の標準価格の指定につきましては、お説のとおり、現在二品目だけが指定されておりますが、今月中にも若干の追加指定が関係各省によつて行なわれることになっております。なお、このことは、地方公共団体に権限を委任いたしましたので、地方における取り締まり体制との関係もございまして、取り締まり体制の整備に應じながらさらに今後追加の方向でまいりたいと考えております。また、それまでの間は、品目によりましては、国民生活安定緊急措置法を裏打ちとして行政指導価格というやうなものの設定、運用による場合もあるかと考えております。

二番目の買い占め防止法の執行体制をもつと強化すべきであるという御意見につきましては、私も全く賛成でございます。去る一月十六日から関係各省の協力によりまして、全国約千カ所程度の事業所、倉庫等につきまして、たとえは合成洗剤、印刷用紙、塩化ビニール、トイレットペーパー、砂糖、小麦粉等々十二品目にあたりまして現在臨検調査を執行中でございます。これは関係各省の担当役人に執行させるのみならず、御承知のように私自身が先般率先いたしましてある品目につきましてそういうこともいたしたことがございまして、これらの結果に應じまして所要の対策を順次講じてまいる所存でございます。

三番目の課徴金の問題につきましてもお触れでございましたが、これはまず標準価格を設定いたしました上で、その運用の状況に對処いたしながら今後必要な運用をいたしてまいる所存でございます。超過利得税の問題につきましても、総理、大蔵

大臣からお話があったとおりでございますが、私は、経済企画庁長官といたしまして、大企業は先取り値上げ、便乗値上げというやうなことが無意味になるやうな制度をとるべきだといふことを先般来唱道いたしておるところでございまして、これら利得税の問題等も含めまして、お話がございましたやうな、立法府である国会における与党、野党の御検討の成果を期待いたしておるものでございます。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○国務大臣(中曾根康弘君) まず、中小企業の対策でございますが、先ほど御答弁申し上げました緊急対策が必要であるという情勢になれば、金融あるいは信用保証の保険あるいは債務返済の繰り延べ、そのほか、かつてドルショックでやりましたやうな政策に準じた政策をやるように、いま各省で検討を加えております。必要に応じて発動してやるつもりでございます。

それから輸出政策の問題でございますが、輸出政策と物価政策とは相矛盾するところがあります。輸出増進をやれば物価が上がってくるということになります。そういう意味において、通産省に對して、少なくとも上半期は物価引き下げを中心にして、輸出ドライブというやうなことは積極的にやる必要はないと、物価引き下げがわれわれの焦点であると、そういうことを指示してやらしております。後半につきましても、やはり日本が輸出ドライブに入つたといふやうなことは国際的に悪影響が出てまいります。したがつて、現在のフロート制度のもとにおいては自然の推移にまかしておくといいことが当面望ましい政策ではないかと思ひます。円が安くなつてくれば輸出力は自然に出てまいります。

それから油の輸入量につきましては、来年度におきましては二億七千万トンを一応予定しておりますが、これは総需要のカットをかなりきびしくやつておりますから、その面から油の輸入量も自

昭和四十九年一月二十四日 参議院會議録第七号 國務大臣の演説に関する件(第二日)

二五八

然に制約されてくる。これをクォータ制度をまた復活することによって積極的に作爲的に輸入量を限定することになると、保護主義に転じたという悪影響が国際間に出てまいります。そういう情勢も考慮いたしまして、自然の推移にまかせるということで当面私たちは行きたいと思っております。

それから石油産業が思惑その他でもうけてはいないかという御質問でございますが、昨年十月にOPECが、九月に対して二五%の削減をやる、それから毎月さらに五%ずつ削減するという宣言が行なわれまして、日本としては前途を非常に心配した次第です。世界じゅうも引き締めの政策に入りまして、われわれも最悪の事態を想定して諸般の政策を進めました。石油産業の一部においても、でありますから、先行きを見越して、多少操業度を維持していくために自分たちのストックを多くして供給のほうを締めるといふ傾向があったのではないかとらんでおります。その結果、一部の部分に心理的なパニック状態が起きたものでございまして、灯油あるいはLPGにつきまして緊急対策をやった次第です。その後、国会の御協賛を得まして二法を通過され、いろいろ諸般の最悪の事態に対するかまをやってたわけであります。ところが、十二月及び一月における油の着荷を調べてみますと、われわれが最悪の事態と予定したよりかなり増量のものが入ってきておる。あるいは、これは、メジャーズが日本の将来の大きな市場を見越して、あまり日本を減らしははいかぬと、われわれもメジャーズに申し入れをしまして、減らすなというのをやっておるの、それにこたえて向こうが、全世界的に彼らは供給量をあんばいしておりましたから、日本に対しては考慮したのかもしれない。あるいはOPECの国において二五%削減すると宣告したけれども、実際は手心を加えておったのかもしれない。この辺はまだよくわからないところで、いずれこれらの原因の究明をやっておりますが、ともかくわれわれが最悪の事態と予定したよりは、

十二月、一月について増量が出てまいりました。しかし、それにしても、いまの一五%の規制をやっております。二月末のストックは、初め五十九日分あったのが四十九日分に減ります。それで、日本の産業を維持するためには四十日分はどうしてもストックとして必要なのであります。そこで、いま兵力の引き離しその他の情勢に於いて油の前途はまだ予断を許しません。かりに和平交渉が進むとしても、南ベトナムの和平交渉の場合を考えてみても、パリ会談が進行しても大量の北爆をやったり、あるいは機雷投下が行なわれておる。こういう国際情勢の推移というのはいつ逆転するかわかりませんから、いまの規制を当分やはり維持していく考え方に立っております。しかし、確実に安定的に長期にわたって増量の可能性が出てくれば、私たちは、機動的に一部のストックを放出しても、この際物価引き下げをやらなければならぬ。そういう時期が来るか来ないか、いま見当をつけておまして、これで石油の増量がかなり出てくれば、かなり卸売り物価も下がるだろうと思っております。そういう機動的な措置も辞さないという考えでいま情勢を見きわめております。

石油産業の一部においてインフレ手当を支給した云々というお話でございましたが、そういう情報も得ております。しかし、これは労使の問題で、話し合つて解決すべき問題で、われわれが介入すべき問題ではありません。しかし、もし万一それが便乗価格のような形でもうけてそういうことが行なわれたとすれば、これは自衛してならなければならないところであります。

それで、一月以降の油の値段は、OPECの通告によりますと、昨年の春に比べて約四倍に上がってきておるわけです。その油が二十日過ぎにいま日本へどんどん入ってきておるわけです。そうすると、これからの原油は高くなります。そういう場合に、石油産業がもし昨年度もうけたところがあるならば、その高くなるのをできるだけ下

げてもらう、上げる分をできるだけ縮小してもらい、そういう方向で私たちは行政指導をしていきたいと思っております。(拍手)

以上で御答弁を終わります。(拍手)

〔國務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(福田赳夫君) 御答へ申し上げます。まず、わが国の国際収支についてであります。これにつきましましては、ただいま總理から詳しくお答えいたしましたので、省略させていただきます。ただ、国際収支は、それを改善するためには少し時間がかかります。しかし、これは着実に改善の方途を講じ、時間をかけてもバランスをとる、こういうふうにいたしたいと、さように考えております。

次に、世界通貨情勢でございますが、これは率直に申しまして不安定な状態だと、こう申し上げておいたほうがいいと思ひます。つまり、各国ともフロート制をとっており、このフロート制が当分続きそうである。そこで、主要各国がどうして節度ある国際通貨運営、これをしなければならぬ、こういうふうにご考慮しておるんです。そこへ石油問題がまた介入してきておる。これまで非常に通貨問題を複雑かつ困難にいたしておるわけでありまして、そういう事態を考えてみますと、これは通貨問題だけじゃない、これはもう経済問題に非常に大きく波及してくる。第二次世界大戦前からの経済混乱時代、あるいはそれ以上の混乱を来たすおそれがある。そこで私は、いまこそ世界の指導者たちが最も高い良識を発揮して協調そして融和の道を発見するということに努力しなければならぬ、こういうふうにご考えます。わが国もそういう立場に立ちまして、まあわが国もとにかく経済的には工業力としては非常に大きな力を持っております、その立場を踏まえまして、ほんとうにその先頭を切つて協調的な役割りを演じなきゃならぬ、そういうふうにご考えておるのであります。それからフランス・フランの問題が通貨切り下

げ競争に発展するおそれはないかというお話でございますが、私もあるいはこれは弱ったことになったなあという心配もしてみたいです。しかし、実際の結果は非常に平穏でございます。おそらくそういう事態には発展しないのじゃないか。しかし、いづれにしても世界はフロート体制下にある。したがって、いつどういふ事態が起こるかもしれない。そういう状態でありまして、やっぱりわが国としては、世界先進諸国と相協力する、そしてその協調のもとにかく通貨安定をはかつていく、そういう努力を続ける、そのほかのいじやないか、かように考えておる次第でございます。(拍手)

〔國務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○國務大臣(大平正芳君) 私に対する第一の御質問は、資源ナショナルリズムとの調整策についてのお尋ねでございます。

これにつきましては、資源保有国といたしまして有限な資源について主権を主張するのは当然のことでございます。それらの国々がみずからの国づくりを構想して先進国の協力を求めているのも自然の道行きであらうと思ひます。それに對して十分な理解を持つことが第一だと思ひます。しかしながら同時に、この資源の価格の値上げあるいは数量の規制等が過度にわたりますと、そのために世界経済全体が破壊的な様相を呈し、それが資源保有国にもろ刃のやいばとして打撃を与えるというふうなことになるか、ねえ。それで、これにつきましては十分の自制を求めながら資源保有国側に対して理解ある態度に終始してまいらなければならないと考えます。

第二の御質問でございますが、ニクソン大統領の提唱にかかわる来月予定されておる石油消費国外相レベル会議の評価でございます。

このことにつきましては、スポンサーでございますが、具体的な議題の通告はまだ受けておりません。しかしながら、こういう重大な問題は、一国だけの力、あるいは各国がばらば

昭和四十九年一月二十四日 参議院會議録第七号

國務大臣の演説に関する件(第二日)

らで対処してはいはすはないのでありまして、国際協力を最も必要としておる課題であることは間違いないと思ひます。で、この会議におきましては、おそらく、価格の問題、あるいは新エネルギーの開発問題、オイルダラーの問題等が討議されることと予想されます。しかしながら、われわれが注意しなけりやならぬのは、消費国の集まりでございまして、産油国との間の対立を来たすことのないように、むしろこの会議をして産油国との間の協調の第一歩を踏み固めていくというような、意味のあるものにいたすべきであると考えております。(拍手)

○副議長(森八三三君) 質疑はなおございますが、これを次会に譲りたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(森八三三君) 御異議ないと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時十五分散会

出席者は左のとおり。

議長 河野 謙三君
副議長 森 八三三君

議員
塩出 啓典君 喜屋武眞榮君
野末 和彦君 山田 勇君
藤原 房雄君 栗林 卓司君
藤井 恒男君 青島 幸男君
沢田 実君 木島 則夫君
中山 太郎君 矢追 秀彦君
三木 忠雄君 阿部 憲一君
松下 正寿君 黒柳 明君
柏原 ヤス君 原田 立君
中沢伊登子君 中尾 辰義君
鈴木 一弘君 宮崎 正義君
中村 利次君 高山 恒雄君
熊谷太三郎君 川上 為治君

山田 徹一君 二宮 文造君
多田 省吾君 小平 芳平君
向井 長年君 村尾 重雄君
小山邦太郎君 斎藤 十朗君
寺下 岩蔵君 中村 登美君
細川 護熙君 橋本 繁蔵君
棚田 四郎君 永野 鎮雄君
矢野 登君 柴立 芳文君
高橋 邦雄君 嶋崎 均君
松垣徳太郎君 二木 謙吾君
橋 直治君 岡本 悟君
玉置 和郎君 高橋雄之助君
山内 一郎君 温水 三郎君
濱田 幸雄君 鹿島 俊雄君
大森 久司君 植木 光教君
植竹 春彦君 木内 四郎君
新谷寅三郎君 上原 正吉君
古池 信三君 杉原 荒太君
重宗 雄三君 高橋文五郎君
楠 正俊君 柳田桃太郎君
山本茂一郎君 石本 茂君
志村 愛子君 古賀雷四郎君
黒住 忠行君 河本嘉久蔵君
金井 元彦君 川野辺 静君
今泉 正二君 安田 隆明君
山崎 竜男君 世耕 政隆君
佐藤 隆君 竹内 藤男君
原 文兵衛君 長田 裕二君
菅野 儀作君 佐田 一郎君
藤田 正明君 木村 睦男君
西村 尚治君 岩動 道行君
土屋 義彦君 内藤登三郎君
平泉 涉君 鍋島 直紹君
増原 恵吉君 米田 正文君
小笠 公昭君 柴田 栄君
大竹平八郎君 郡 祐一君
安井 謙君 堀本 宜実君
堀見 俊二君 剣木 亨弘君

國務大臣
吉武 恵市君 前田佳都男君
長屋 茂君 若林 正武君
田 英夫君 梶木 又三君
岩本 政一君 上田 哲君
工藤 良平君 星野 重次君
戸田 菊雄君 杉原 一雄君
佐藤 一郎君 西ヶ久保重光君
杉山善太郎君 野々山一三君
田中寿美子君 宮崎 正雄君
久保田藤麿君 寺本 広作君
森中 守義君 鶴岡 哲夫君
伊藤 五郎君 平島 敏夫君
山本 利壽君 山下 春江君
中村 英男君 森 勝治君
田口長治郎君 八木 一郎君
羽生 三七君 中村 波男君
松永 忠二君 片岡 勝治君
辻 一彦君 佐々木静子君
須原 昭二君 香脱タケ子君
小谷 守君 神沢 浄君
鈴木美枝子君 宮之原貞光君
加藤 進君 和田 静夫君
大橋 和孝君 川村 清一君
鈴木 力君 小野 明君
塚田 大願君 星野 力君
林 虎雄君 松本 賢一君
小林 武君 瀬谷 英行君
矢山 有作君 須藤 五郎君
竹田 現照君 占部 秀男君
鈴木 強君 横川 正市君
大矢 正君 小柳 勇君
河田 賢治君 藤田 進君
沢田 政治君 村田 秀三君
足鹿 覺君 加瀬 完君
野坂 参三君 春日 正一君
内閣総理大臣 田中 角榮君

國務大臣
(環境庁長官) 三木 武夫君
法務大臣 中村 梅吉君
外務大臣 大平 正芳君
大蔵大臣 福田 赳夫君
文部大臣 奥野 誠亮君
厚生大臣 齋藤 邦吉君
農林大臣 倉石 忠雄君
通商産業大臣 中曾根康弘君
運輸大臣 徳永 正利君
郵政大臣 原田 憲君
労働大臣 長谷川 峻君
建設大臣 長谷川 峻君
近畿圏整備大臣 亀岡 高夫君
中部圏整備大臣 亀岡 高夫君
首都圏整備大臣 亀岡 高夫君
自治大臣 町村 金五君
国家公安委員 町村 金五君
北海道開発庁長官 二階堂 進君
内閣官房長官 二階堂 進君
総務大臣 小坂徳三郎君
行政管理局長 保利 茂君
防衛庁長官 山中 貞則君
経済企画庁長官 内田 常雄君
科学技術庁長官 森山 欽司君

昭和四十九年一月二十四日 参議院會議録第七号 議長の報告事項

政府委員

内閣法制局長官 吉國 一郎君

議長の報告事項

去る二十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

大蔵委員

同

農林水産委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

農林省農畜園芸局長岡安誠君は、同省農林経済局長に、農林省畜産局長大河原太一郎君は農林大臣官房長に、食糧庁長官中野和仁君は農林事務次官にそれぞれ任命され、また同日付をもつて水産庁長官荒勝兼雄君は退職したので、政府委員はいずれも自然消滅となつた旨の通知書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、総理府恩給局長平川幸蔵君の第七十二回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第七十二回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

総理府恩給局長事務代理 菅野 弘夫君

農林大臣官房長 大河原 太一郎君

農林省農林経済局長 岡安 誠君

農林省農畜園芸局長 松元 威雄君

農林省畜産局長 澤邊 守君

食糧庁長官 三善 信二君

水産庁長官 内村 良英君

一昨二十二日内閣から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを決算委員会に付託した。

昭和四十七年度国有財産増減及び現在額総計算書

昭和四十七年度国有財産無償貸付状況総計算書

同日内閣総理大臣から議長宛、総理府恩給局長事務代理菅野弘夫君外六名(去る二十一日議長承認)を第七十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

昨二十三日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

内閣法の一部を改正する法律案

割増金付貯蓄に関する臨時措置法案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

環境庁設置法及び行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

中小企業庁設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

〔第四号参照〕

審査報告書

昭和四十八年度一般会計補正予算(第一号)

昭和四十八年度特別会計補正予算(特第一号)

昭和四十八年度政府関係機関補正予算(機第一号)

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年十二月十四日

参議院議長 河野 謙三殿

予算委員長 鹿島 俊雄

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和四十八年度一般会計補正予算(第一号)は、歳出の追加事項として、(1)公務員給与の改善に伴う経費、(2)食糧管理特別会計への繰入れ、(3)米生産調整対策費、(4)配合飼料価格安定緊急対策費、(5)生活保護基準等の引上げに伴う経費、(6)公立文教施設等における建築単価の改定に伴う経費、(7)運賃改定の実施期日の修正等に伴う日本国有鉄道事業助成費、(8)所得税等の増収に伴う地方交付税交付金の追加などの合計一兆二千七百三十三億三千一百六十六千円の追加を行ない、これに必要な財源として、歳入面において、租税及び印紙収入一兆五千八百八十億円、税外収入百五億四千三百五十一万五千円の増収を見込むとともに、公債金を五千三百億円の減額し、差引き九千八百八十五億四千三百五十一万五千円を充当するほか、歳出面において、既定経費の節減及び予備費の減額により二千三百三十一億八千七百八十万二千円を修正減少しようとするものである。

この結果、昭和四十八年度一般会計予算の総

額は、歳入歳出とも、それぞれ、九千八百八十五億四千三百五十一万五千円を増加し、十五兆二千七百二十六億千六百六十四万五千円となる。

昭和四十八年度特別会計補正予算(特第一号)は、(1)交付税及び歳入配付金特別会計において、地方交付税交付金の追加受入れ、(2)国立学校特別会計等において、公務員の給与改善費の追加、(3)食糧管理特別会計において国内米買入費、国内米管理費等の追加など、十五特別会計においてそれぞれ所要の補正を行なうものである。

昭和四十八年度政府関係機関補正予算(機第一号)は、日本国有鉄道について運賃改定の実施期日の修正等に伴う補正を行なうほか、国民金融公庫及び中小企業金融公庫について資金運用部資金の融通利率の改定等に伴う所要の補正を行なうものである。

右の措置は、当初予算作成後の事由に基づき特に緊要となつたものについての予算措置であり、おおむね妥当なものと認める。

昭和四十八年十二月十四日

参議院議長 河野 謙三殿

予算委員長 寺本 広作

審査報告書

昭和四十八年度における期末手当の割合等の特例に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年十二月十四日

内閣委員長 寺本 広作

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する昭和四十八年十二月六日付の意見の申出を実施するため、昭和四十八年度限りの措置として、一般職給与法の適用を受ける職員等に対して、昭和四十九年三月に支給する期末手当のうち

○・三月分を昭和四十八年十二月に繰り上げて支給しようとするものであつて妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に要する費用は約四百二十億円で
あるが、繰り上げ支給であるので昭和四十八年
度予算に計上されている。

昭和四十九年一月二十四日 参議院會議録第七号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 五十円
(送料別)

發行所
東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(代)